

建設経済常任委員会

令和4年9月2日（金曜日）午前11時30分開会

出席委員（8名）

委員 長 田 村 正 宏
委 員 堤 正 明
委 員 齊 藤 誠 之
委 員 松 田 寛 人

副委員 長 益 子 丈 弘
委 員 室 井 孝 幸
委 員 平 山 武
委 員 眞 壁 俊 郎

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者（なし）

出席議会事務局職員

書 記 室 井 理 恵

議事日程

1. 開 会
2. 協議事項
 - (1)9月定例会議における委員会の運営（付託予定議案、日程等）について
 - (2)その他
3. その他
4. 閉 会

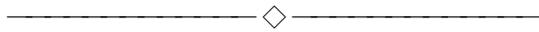
開会 午前11時30分

◎開会及び開議の宣告

○田村委員長 ただいまから建設経済常任委員会を開会します。

協議事項は次第のとおりであります。

委員各位におかれましては、円滑な進行への御協力をお願い申し上げまして、挨拶といたします。



◎協議事項

○田村委員長 それでは、次第2、協議事項に入ります。

(1)9月定例会議における委員会の運営についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○室井書記 (9月定例会議における委員会の運営についてを説明。)

○田村委員長 説明が終わりました。

何か、質問、御意見はございますでしょうか。

齊藤委員。

○齊藤委員 オンラインのほうの執行部の会場ってどこなんですか。

○田村委員長 室井書記。

○室井書記 失礼いたしました。

すみません。度々申し訳ないです。

今、通知差し上げました議会運営委員会の資料を確認いただければと思います。

7番、委員会の場所及び中継ということで、表が書いてございまして、その下にZoom会議においての会場のほうが書かれております。

正副委員長は第1委員会室で、執行部のほうは第4委員会室から参加していただくものとなっております。

そのほかの皆さんについては、御自宅等からの参加をお願いしたいと考えております。

以上です。

○田村委員長 そのほか何かございますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 大丈夫ですか。

ないようであれば、9月定例会議における委員会の付託議案審査の運営については、次第(案)のとおり審査を行うことで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないようですので、付託議案の審査日程及び審査順は次第のとおりといたします。

○田村委員長 次に、次第2、(2)その他を議題といたします。

協議事項として皆様から何かございますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 (管内所管事務調査について説明。)
では、事務局から何かありますか。

○室井書記 (計画案件の説明について説明。)

○田村委員長 今説明がありました都市整備課ですね。本会議終了後に説明したいということでございます。

今の説明のとおり所管事務調査を実施することで異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないようなので、説明のとおり所管事務調査を実施いたします。



◎その他

○田村委員長 それでは、3、その他に移ります。

委員の皆様から何かございますか。

[「なし」と言う人あり]

○益子副委員長 （広聴広報委員会より、議会報告会の事務連絡。）

○田村委員長 続いて、事務局から何かございますか。

○室井書記 （事務連絡。）



◎閉会の宣告

○田村委員長 それでは以上をもちまして、本日の建設経済常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午前11時44分

建設経済常任委員会／予算常任委員会及び決算審査特別委員会（第三分科会）

令和4年9月12日（月曜日）午前10時開会

出席委員（8名）

| | | | |
|------|-------|-------|-------|
| 委員 長 | 田村 正宏 | 副委員 長 | 益子 丈弘 |
| 委員 | 堤 正明 | 委員 | 室井 孝幸 |
| 委員 | 齊藤 誠之 | 委員 | 平山 武 |
| 委員 | 松田 寛人 | 委員 | 眞壁 俊郎 |

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

| | | | |
|--------------------------------|--------|-------------|-------|
| 建設部長 | 富山 芳男 | 都市計画課長 | 鈴木 隆行 |
| 都市計画課長 補佐 | 江面 史彦 | 都市計画係長 | 福島 寛 |
| 開発指導係長 | 星野 卓央 | 都市整備課長 | 増子 芳典 |
| 都市整備課長 補佐兼 都市整備係長 | 伊藤 好美 | 空き家対策 係長 | 遅沢 友則 |
| 建築係長 | 鈴木 美津治 | 道路課長 | 高野 茂 |
| 道路課長補佐 兼河川係長 | 岩波 秀典 | 管理係長 | 大島 尚恭 |
| 維持係長 | 室井 貴彦 | 建設係長 | 岩本 和也 |
| 用地係長 | 浦田 謙一 | 建築指導課長 | 三輪 敦 |
| 建築指導課長 補佐兼 指導係長 | 高久 浩二 | 審査係長 | 千田 晃司 |
| 上下水道部長 | 河合 浩 | 管理課長 | 君島 一宏 |
| 管理課長 補佐兼 事業所長兼 塩原事業所長 | 相馬 福光 | 経営企画係長 | 荻原 直美 |
| 料金経理係長 | 小林 則克 | 給排水係長 | 田中 綾 |

| | | | |
|-----------------------|-------|-------------|-------|
| 給排水係 副主幹 | 濱田 伸夫 | 整備課長 | 佐藤 正規 |
| 整備課長 補佐兼 管路維持係長 | 君島 幹夫 | 管路整備係長 | 江面 宏信 |
| 水道施設係長 | 佐藤 康夫 | 下水道施設 係長 | 清水 智尚 |

出席議会議務局職員

| | | | |
|--------|-------|-----|------|
| 議長調査係長 | 長岡 栄治 | 書記室 | 井理 恵 |
|--------|-------|-----|------|

議事日程

1. 開会

2. 審査事項

[上下水道部]

- ・上下水道部長挨拶

[管理課・整備課]

決算審査特別委員会（第三分科会）

- ・認定第 1 号 令和 3 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第 8 号 令和 3 年度那須塩原市水道事業会計の剰余金の処分及び決算認定について
- ・認定第 9 号 令和 3 年度那須塩原市下水道事業会計の剰余金の処分及び決算認定について

[建設部]

- ・建設部長挨拶

[都市計画課]

決算審査特別委員会（第三分科会）

- ・認定第 1 号 令和 3 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[都市整備課]

- ・議案第 7 2 号 那須塩原市営住宅条例の一部改正について

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第 7 4 号 令和 4 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 5 号）

決算審査特別委員会（第三分科会）

- ・認定第 1 号 令和 3 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[道路課]

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第 7 4 号 令和 4 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 5 号）

決算審査特別委員会（第三分科会）

・認定第 1 号 令和 3 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
〔建築指導課〕

・議案第 7 1 号 那須塩原市手数料条例の一部改正について
決算審査特別委員会（第三分科会）

・認定第 1 号 令和 3 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

3. 散 会

開会 午前10時00分

◇

◎開会及び開議の宣告

○田村委員長 皆さんおはようございます。

ただいまから建設経済常任委員会、予算常任委員会（第三分科会）及び決算審査特別委員会（第三分科会）を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名でございます。

審査の日程及び審査順は、お手元に配付の次第のとおりとします。

今定例会議におきまして、当委員会が審査すべき案件は条例の制定及び一部改正案件3件、財産の処分案件が1件の計4件であります。予算常任委員会付託案件のうち、当分科会で審査する案件は、補正予算案件3件であります。また、決算審査特別委員会付託案件のうち、当分科会で審査すべき案件は、決算認定案件5件であります。予算及び決算に関する案件につきましては、関係所管課のところ随時分科会に切り替えて審査を行います。委員各位におかれましては、慎重なる審査とともに、円滑な進行へのご協力をお願い申し上げます。挨拶いたします。

◇

◎上下水道部の審査

○田村委員長 それでは、次第2、審査事項に入ります。

まずは、上下水道部から順次審査を進めてまいります。

初めに上下水道部長から御挨拶をお願いします。部長。

○河合上下水道部長 （挨拶。）

○田村委員長 ありがとうございます。

◇

◎管理課・整備課の審査

○田村委員長 管理課・整備課の審査については関連がありますので、2課同時に審査することいたします。

ただいまから管理課・整備課の審査に入ります。管理課・整備課の皆さん、お疲れさまです。

管理課及び整備課については、建設経済常任委員会に対する付託案件がありませんので、建設経済常任委員会を決算審査特別委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

◇

◎認定第1号の説明、質疑、討論、採決

○田村委員長 認定第1号 令和3年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

なお、説明に当たっては金額に大きく変更があった項目や新規事業を中心に説明してください。

執行部から議案の説明を簡潔をお願いします。管理課長。

○君島管理課長 （認定第1号について説明。）

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

堤委員。

○堤委員 この水道事業の収益的収入、内容的にはこの企業会計決算……

○田村委員長 今、説明のあった部分についての質疑をお願いします。

○堤委員 そうですか、それとはちょっと違うので、はい、分かりました。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 この単独浄化槽から合併浄化槽、あるいは下水道につながるということで普及をされていると思うんですけれども、大体全体の進捗みたいなのは把握しているんでしょうか。

○田村委員長 管理課長。

○君島管理課長 ちょっと今進捗の状況等、数字等では把握は申し訳ありませんけれども、資料はないんですけれども、一応浄化槽の転換促進につきましても、一応令和8年度の概成を目標にするような形で、今現在、国のほうも補助金のほうを頂くような形で事業を進めておりますので、まず、それが一つの目標になるのかなというところを捉えながら取組のほう進めているような状況になっております。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 大体この250基ぐらいが例年進んでいるとは思いますが、エリア的には本当に拡散されている状態でしょうか。

○田村委員長 管理課長。

○君島管理課長 今、委員おっしゃいましたように今年が250基、260ぐらいということで、参考に昨年度ですと170ぐらいですから、大体そのぐらいの数字というのが一つの目安になるような形で、あと委員おっしゃいましたように、やはりここに集中しているとかというのは市内、広うございますので、広い地域の中で点在するものにつきましての促進を図っているというような状況かと思えます。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 最後です。この申請に関して前年度もやっている中で、市民の相談とかで何かトラブルとか、そういった分からないからやりづらいとか、そういったものはなかったでしょうか。

○田村委員長 給排水係副主幹。

○濱田給排水係副主幹 お願いしてまして、各業

者さんたちに、取組、普及協力いただくようお願いしているんですけれども、市外の業者さんであまり耳なじみのない業者さんが営業に来られて、これは大丈夫のかなという心配をされたお客様のほうから、問合せが何件かございました。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。
副委員長。

○益子副委員長 冒頭、2課の皆様には日頃、市民生活の根幹に携わることをスムーズにしてくださいますことを、まずもって感謝を申し上げます。

説明がありました179ページ、市政報告書なのですが、20事業、浄化槽設置整備助成費についてお伺いいたします。

この事業について、助成の申請の方法などありましたらお聞かせ願えればと思います。

○田村委員長 管理課長。

○君島管理課長 こちらの事業につきまして、説明いたします。事業の大きなものは補助金という形で、設置促進につきまして補助金の支援させていただくということになりますので、特段、通常の補助金等と変わった点というのは、正直ないような状況ですので、窓口のほうで相談等受けさせていただいて、補助等、申請をしていただきまして、スムーズに設置等をしていただき、補助金のほうを交付させていただくというのが、一般的な流れかなというように考えております。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 御説明いただきました。

一般的な助成と変わらないということでございましたが、この助成については、事前の申請なのか、それとも事後、工事が終わってからの申請も可能なのかお伺いいたします。

○田村委員長 管理課長。

○君島管理課長 申し訳ありません、通常、補助金、大体一緒のかなと思うんですけれども、申請を

いただいて、その際には当然に附属的な資料もつきますよと。その中で、当然チェックをさせていただいて、それに基づきまして設置のほうしていただいて、それで最終的に完成後につきましては、現場のほう確認をさせていただきまして、問題ないかを確認をさせていただきまして、その上で補助金のほうを交付させていただくというような流れを取っております。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 そうしますと、設置前に計画書の段階で認可をいただくような形になって、確認があつてということの申請になるかと思ひまして、その点了解いたしました。

そうしますと、この助成の額、20事業について、どのくらいの申請があつたのかお伺いいたします。

○田村委員長 管理課長。

○君島管理課長 先ほどざっくりの中で説明させていただきましたけれども、基数としましては、御手元の市政報告書のほうに、今年度につきましては259、約260ということになっておりますので、その数字というのがあらかじめ窓口等々含めまして相談をさせていただいて、申請をいただいて交付させていただいている件数というふうを考えています。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 そうしますと、今、齊藤委員もお尋ねあつたと思うんですが、この中でさっきの齊藤委員の伺つた中と同じで、この事業を利用した人が先ほどの単独とか、そういった事業も併せてされていて、例えば市民の方のそういった苦情とか、利用資材とか、そういったものも合わせてこの中にも含まれているというふうな認識でよろしいでしょうか。

○田村委員長 管理課長。

○君島管理課長 当然に市としましてもスムーズな

転換促進を図っていただくということになるかと思ひますので、そういったある意味、窓口での苦情であつたりとか相談であつたりというところも、可能な範囲といたしますか、十分聞かせていただいて、補助のほうに向かわせていただいているように考えております。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すみません。この循環型社会形成推進交付金、県から頂いて、あと市のほうの単費、プラス市民の負担みたいな、ちょっとその割合を教えていただいてよろしいでしょうか。

○田村委員長 管理課長。

○君島管理課長 ちょっと数字のざっくりとした形で申し訳ないんですけども、国の補助率につきましては、ちょっとその環境配慮型と通常型ということで、2分の1または3分の1というような形であります。

続きまして、県のほうになりますと、こちらがちょっとまた細かい数字で4分の0.9というようなことで補助率というような形になります。

ですから、それを差し引きしましたところが、ある意味、市のほうが単独という形になるのかなということですね。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 市が出して、最終的に市民のほうは幾ら補助という表現になるんですかね、そうすると。これは実際あれですものね、この5人槽の補助金の額がこれなので、単純にあと半分は市民が払うとか、あと4分の1は市民が負担という計算だと思ひますけれども、その辺ってやっぱり分数難しいですか、割合何分の1ってわけじゃないですかね。

○田村委員長 給排水係副主幹。

○濱田給排水係副主幹 国のほうで計算しているのは、お客様が6割を負担をされて、残りの4割を

補助金で賄うという計算が大まかにあるんですけども、実際にはそのお客様によって施工の単価が全然違いますので、同じ5人槽をつけるかとい
って、100万で済む方もいらっしゃいますし、150
万かかる方もいらっしゃいますんで、その突き出
た分についてはお客様の負担という形になってし
まうかと思えます。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 今回の工事の内容というのは、高くても
割合は同じだということという解釈でいいです
かね。

○田村委員長 副主幹。

○濱田給排水係副主幹 申し訳ございません。高く
ても出すお金は変わらないので、その分だけお客
様の負担が増えるということになりますね。

○田村委員長 そのほか質疑はありますか。

質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はござ
いますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び
質疑を終了したいと思います。異議ございませ
んか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終結
し、これより採決いたします。

認定第1号 令和3年度那須塩原市一般会計歳
入歳出決算認定については、原案のとおり認定す
べきものとするに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり
認定すべきものと決しました。

◎認定第8号の説明、質疑、討論、

採決

○田村委員長 続いて、認定第8号 令和3年度那
須塩原市水道事業会計の剰余金の処分及び決算認
定についてを議題といたします。

なお、説明に当たっては金額に大きく変更があ
った項目や新規事業を中心に説明してください。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

管理課長。

○君島管理課長 (認定第8号について説明。)

○田村委員長 整備課長。

○佐藤整備課長 (認定第8号について説明。)

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許
します。

堤委員。

○堤委員 座ったままでよろしいですか。

この決算概要の中のページ、1ページのほうで、
営業収益が記載されておるかと思えます。

令和3年度の決算額が25億4,150万6,000円とい
うことですが、前年度から1億1,000万円ほど増
額になっていると思えますが、この給水収益が増
えた理由をちょっとお聞かせ願いたいと思えます。

○田村委員長 管理課長。

○君島管理課長 こちら約1億1,000万円ほど増え
たということなんですけれども、こちらは新型コ
ロナの関係で、水道の基本料の減免のほうさせて
いただいたかと思うんですけども、そちらが令
和2年度のほうにありまして、令和3年度につき
ましてはございませんでしたので、その分収益の
ほうが増えたというようなことになるかと思いま
す。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 続きまして、ページ、6ページのほうで
ございますが、ここで営業外収益の中で他会計補

—————◇—————

助金、これが1,151万2,000円という数字が上がっておりますけれども、これは前年度と比べると、決算の内容では1億1,000万円ほど減額、減っているというふうに考えますが、大きく減った理由をお聞かせ願えればと思います。

○田村委員長 管理課長。

○君島管理課長 そうしますと、先ほど委員のほうから御質問いただいた営業収益の分が増えていきますよと、こちらは逆に増額と1億1,000万円ほど逆に減っていますよということになりますが、原因のほうは、やはり新型コロナ、先ほど説明させていただきました基本料金の減免の関係で、減免した分につきまして、令和2年度につきましては、委員が質問していただきました他会計補助金というような形で繰入れのほういただきまして、令和3年度につきましては、それがございましたので、逆に減っていますよということの状況になっています。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 続きまして、ページ、22ページのほうなんですけど、ここで計画的な漏水調査ということでやられているかと思いますが、この漏水調査が8年ごとに1回という基準になっているふうに資料には書かれております。この8年ごとに1回という調査の根拠を教えてくださいたいと思います。

○田村委員長 整備課長。

○佐藤整備課長 市内全域を調査するためには、調査地、委託自体は1年で報告していただきたいと思っていますので、大体1年で調査できる範囲、広さを設定しましたところ、大体8年、市内全域を回るためには8年ぐらいかかるということで、8年を計画いたしました。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。
眞壁委員。

○眞壁委員 すみません、15ページの老朽管の更新

事業のほうの関係でありますけど、老朽管なんですけれども、これの残りというかがどのぐらいあるのかというのをちょっとお伺いしたいんですけれども。

○田村委員長 整備課長。

○佐藤整備課長 申し訳ございません。今、数字を持ち合わせていないので、後日、御説明させていただきます。申し訳ございません。

○田村委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 じゃ、それは分かりました。

次に、17ページ、配水施設整備工事の中で、鳥野目と穴沢浄水場のほうの工事をやったということで5億22万円、これのちょっと内訳を教えてください。

○田村委員長 整備課長。

○佐藤整備課長 この配水施設整備事業の5億22万円の内訳ですが、これは決算書の14ページを御覧いただけますでしょうか。そちらに記載してあります7件、契約の工事でございます。

先ほど説明させていただいたのは、その中で一番大きい鳥野目浄水場第3配水池更新工事で、令和3年度につきましては4,196万2,700円を支出してございます。

そのほか、大きなものとしては、穴沢浄水場の原水槽設置工事が3,213万1,000円など、主なものはその辺を支出してございます。

○田村委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 じゃ、もう1件なんですけど、19ページ、です。

鳥野目浄水施設の詳細設計、実施したということですが、令和8年度に向けてかなり大工事になると思うんですが、こちらの大体の概算の総工事費というのはどのくらい、分かればちょっと教えていただきたい。

○田村委員長 整備課長。

○佐藤整備課長 今現在は、更新工事の詳細設計を3か年継続でやっております、今年が最終年度でございます。ですので、今の時点では、まだ細かな数字は出ておりませんが、基本設計をやった時点の概算では全体で45億円と、今は試算してございます。

ですが、今、詳細設計をやっている中で、人件費の高騰や国際的な影響もあって、機器等、資材等の高騰が発生してございますので、参考までに概算をお示しさせていただきます。

○田村委員長 そのほか質疑は。

部長。

○河合上下水道部長 すみません、先ほど眞壁議員のほうから、老朽管の更新の状況ということであったかと思うんですが、老朽管の更新のうち石綿管の更新のほうの状況、ちょっと数字分かりますので、そちらのほうをお答えさせていただければと思います。

石綿管のほうが市内全体、約240kmぐらいあるだろうと。そのうち、令和3年度末で約201km終了します。率にすると83.4%ほど完了をしているというところでございます。

○田村委員長 ありがとうございます。

そのほか質疑はございますか。

齊藤委員。

○齊藤委員 6ページですね。6ページの一般会計の繰入金の状況ということで、これは財政課とか所管が違うんですけれども、この繰入金のちょっと仕組みを教えてもらってよろしいですか。どういう理由でこちらの水道会計のほうに入ってくるのか。

○田村委員長 管理課長。

○君島管理課長 説明になるかどうか分かりませんが、申し訳ありません。

6ページの一般会計繰入金の状況ということで

丸を2つ書かせていただいて、そのところに今年度につきまして8,275万円のほう繰入れをさせていただきましてと。令和元年度から、先ほど堤委員からもありましたように1億1,000万円ほどの減額になっておりますと。

2つ目のところに、国が定める繰出基準、それから国の定めのないものというんですかということで、大きく言いますとその2つがあるような形になっております。

それにつきましては、例えばですけども、定めるものとしましては、私たち職員の給与厚生とか、そういった関係での頂くものであったりとか、あとは、例えばですけども、水道事業とか、それから今度、下水道事業なんかもそうかと思うんですけども、特に、もしかして下水道のほうは分かりやすいかもしれませんが、汚水の部分と、それから例えば雨水の分というような形で、当然に通常、例えば水道料金とか下水道の使用料で、本来は例えば水道で汚水なんかですとそれで賄えますよと。

ただ、例えば下水じゃなくて雨水とかというふうになりますと、それは当然にこのような形で繰入れをいただくような形で運営をしていかなきゃならない分というかと思いますので、そんな形で本当に大きくざっくりですと、そういうような考え方の中で、毎年度、基準に定めて繰入れ内としての基準の繰入金、それから、基準外の繰入金というような形で頂いているということになります。

ちなみにですけども、その2つ目の丸の中で、基準外繰入れとしましては、今年度につきまして、一部簡易水道から始まりまして約493万円のほうを頂いているような状況になっているということでございます。

ちょっと説明になったかどうか、大変申し訳ありませんけれども。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 所管が違うので、財政課のほうから6,146万円の繰出しって市政報告書に書いてありますけれども、もう一つの説明のほうが消火栓設置管理費なんですね。総務課が所管、あるいは収税、税務課、総務福祉課という。そこからの歳出で上がったものが、そのままこちらに繰り出されているって解釈でよろしいですか。

いいんですね。分かりました。

じゃ、もう一つ、今度、貸借対照表のグラフなんすけれども、P8、8ページなんすけれども、損益計算、貸借対照表の決算書のほうの数字がいっぱい書いてあるグラフと、こちらの絵で表してもらったやつでとても分かりやすいんですけども、基本的に、繰延収益が貸借対照表の数字で書いてある決算書のほうでいくと、普通負債のほうに上がっているんですね。

今回、自己資本比率ということで、繰延収益自体が負債のほうに計測されているんですけども、この何て言えばいいかな、前受けするところの数字の意味合いをちょっと教えてほしいなと思ったんですけども、長期前受けあたりの説明をちょっとしていただきたいなと思ったんですけども。

○田村委員長 係長。

○小林料金経理係長 申し訳ないんですけども、私から説明させていただきます。

長期にわたりまして工事等する場合がありますけれども、こちらにつきまして、10年単位とか長い年月かかって工事を終了するものがございまして、それを分割しまして年々これだけ入ってきますということで長期前受金のほうを計上しております。

以上です。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 そうすると、工事が、受け取っていて、終わった瞬間に資本に変わるという計算でいくと、ここで書いてある場合のこのグラフの場合だと、経常上では負債の部に上がっていて、資本の部の要は資産ですよ、そちらの部と、残りを分けたときに自己資本比率の割り算が、この計算のやり方でいいのか、ちょっと不安を持ったんですけども、基本的に総資産から資本と負債を割ったやつが自己資本になるので、これだと資産のほうに入っちゃっているんですけども、意味合いがそういうふうに僕が取れちゃったんですけども、それは間違っているんですかね。

払わなければならないものが普通、負債に上がるんですけども、前受金として負債計上しているので、それは資本比率の試算のほうの合計には入っていないんでしょうか。すみません、そこが分かればと思って。分からなければ大丈夫です。

○田村委員長 係長。

○小林料金経理係長 ちょっと説明になるかどうか申し訳ないんですけども、あくまで借金につきましても、資産、財産ということで計上しております。

それがこれから先、何というんですか、先ほども言いましたけれども、分割して払っていきまして、そうすると、この先何年間にわたって支払うべき借金と言いますか資産ということで計上していますので、この自己資本比率に入っていて間違いないかと思われまして。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

副委員長。

○益子副委員長 御説明いただきました。

19ページについてお伺いしたいと思います。

鳥野目の浄水のほうで課長の御説明の中で、緩速ろ過というものと、それを急速ろ過というものに変えるという話があったんですが、そのことに

よって市民に対してとか、そういったメリットとか、そういったものをちょっとお伺いしたいんですが。

○田村委員長 整備課長。

○佐藤整備課長 先ほど説明の中で、今現在の施設の見直しをしている中で、現在は緩速ろ過池という、現場のほう行きますと、水の池のように水面が見える浄水施設、そちらが重力でその下の砂の層を通して浄化している面積をたくさん必要な浄水方法と、もう一つは、急速ろ過というものは、現地では建屋の中にございますので、ほとんどその構造が見えないんですが、そちらについてはまたろ過方法を変えて、少ない面積で水道水を浄化することができます。

ここで緩速ろ過のほうを取りやめた理由としましては、緩速ろ過池というものは、砂の層をくぐるだけじゃなくて、そこに植物層という微生物とか植物がろ過する層もできます。それがあることによって、原水が汚染されたものが入ってきた場合に、前塩素というものを入れるんですが、緩速ろ過池の場合には、そういった植物網のところでは影響して、また、発がん性物質が発生するおそれもあるということで、前塩素が今までは入れられませんでした。

今度は、急速ろ過池1つにしますので、原水のほうで汚染されているとか、そういった場合、アンモニアがちょっと高いですねとか、そういった原水が流れてきても、今後は前塩素処理ができますので、取り入れた原水の水質に応じて水をきれいにできるということで、今回、浄水方法の安全性を高めるために、一本化というものをいたしました。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 よく分かりました。

市民の安全が、安心なものができるということ

で安心いたしました。また、水道を急速ろ過池にするということで、少ない面積で浄水が可能ということで、それらもメリットだと思います。

さらに、ちょっと伺ってまいりたいんですが、20ページの中の無効水量の中で、御説明の中でその他のところで、未発見のものが不明の水量ということで、これが一番今後問題ということで、その後21ページ、22ページにおいて、それらの対策として、いわゆるその老朽化の対応ですとか、あとスクリーニングの方法、調査法ということで漏水を発見しているところではございますが、その中で工夫として道路関係課と整備する前に、道路の整備の前に調整して、支出の分を抑えたりとか、あと、材質を二層のものにして強いものにしてほしいということで説明ありまして、その中で支出を削減する工夫として読み取ることができましたが、そのほかに工夫している点あればお伺いしたいんですが、よろしくお願ひします。

○田村委員長 整備課長。

○佐藤整備課長 工夫している対策に関しましては、先ほど説明させていただいたものが主なもので、説明しておりますが、支出の面でこれからの工夫というところに関しましては、今現在、水道配水管で100mmとか150mmとか細いものに関しては、今後、鑄鉄管というものではなくてポリエチレン管というものもございます。そういったものを昨年度あたりから試験的に本管の材料として採用し始めておりますので、今後は管径の小さなものを100mmとか150mmにつきましては、そういった管の値段の低い、低いですが安全性については十分確保されているということを確認しておりますので、そういった工事費の削減については今後増やして、工事費の削減を考えていきたいと、そういう状況でございます。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

認定第8号 令和3年度那須塩原市水道事業会計の剰余金の処分及び決算認定については、原案のとおり可決及び認定すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第8号については、原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

ここで、15分間休憩をいたします。

再開は11時25分からお願いいたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時23分

○田村委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎認定第9号の説明、質疑、討論、

採決

○田村委員長 続いて、認定第9号 令和3年度那須塩原市下水道事業会計の剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。

なお、説明に当たっては、金額に大きく変更があった項目や新規事業を中心に説明してください。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

○田村委員長 管理課長。

○君島管理課長 (認定第9号について説明。)

○田村委員長 整備課長。

○佐藤整備課長 (認定第9号について説明。)

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

堤委員。

○堤委員 6ページで、一般会計繰入金の状況ということなんですけれども、一般会計から令和3年度、9億4,195万円繰り入れているということなんですけれども、これはいろいろ国の定める基準ということで書いてありますが、この繰入金の限度額、一般会計からの限度額というのはどれぐらいになるか分かりますか。

○田村委員長 管理課長。

○君島管理課長 繰入金の限度額ということかと思うんですけれども、こちらにつきましては、限度額というものはございません。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 限度額はないということなんですけれども、繰り入れる基準というものはあるということでしょうか。

○田村委員長 管理課長。

○君島管理課長 堤委員、御質問のとおりでございます。

ます。それに基づきまして、事業の状況とか何かによって、年度ごとによって、繰入額が違ったりとかというような状況になってくるということかと思えます。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 結局、こういう繰入額の増減によって最終的に収支とかが黒字になったり赤字になったりするということによろしいですか、そういう考えで。繰入金だけではないと思うんですけども、補助金等いろんな収入のものがあるかと思うんですけども、補助金が減ったり増えたり、あるいは繰入金が増減になったりすると、全てそれは黒字になったり赤字になったりする、その要素の一つとして考えればよろしいでしょうか。

○田村委員長 管理課長。

○君島管理課長 委員おっしゃるようなことかと思えます。ですから、資料の中ですと、6ページの中で繰入金の状況ということで、上段に白丸2つで書かせていただいて、2つ目の白丸のところの「また」というところから、「事業における資金不足の補填としまして」ということで、基準外繰入金を補助させていただいておりますという形がありますので。委員、おっしゃるような形で流れてくるものなのかなというふうに考えております。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 変な質問になるんですけども、赤字になるということもあり得るということによろしいでしょうか。今現在、どっちかという黒字をずっと継続されているかと思うんですけども。

○田村委員長 管理課長。

○君島管理課長 赤字になるかということですけども、一つの事業という形で下水道事業を行っているということですから、赤字になることがあるかといえば、当然に可能性としてはあるということかと思えます。ただ、そこにならないような形

で事業のほうを展開していかなければならないということになるかと思えます。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 そうすれば、現在はやりくりしながら黒字としているという解釈でよろしいでしょうか。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

齊藤委員。

○齊藤委員 今の一般会計の9億円の繰入れの下に、「前年度から3億37万円の減額となりました」と書いてあります。この減額の理由を教えてください。繰入金の減額の理由ですね。

○田村委員長 管理課長。

○君島管理課長 繰入金の減額の理由ということなんですけれども、大きいところだと、委員も御存じのように、令和2年度から下水道事業会計につきましてはこのような形になってきたということで、初年度ということもありまして、変な話ですけども、運転資金というような形で一般会計からの……、ごめんなさい。

申し訳ありません。止まっちゃいました。そういう形で、一般会計から資金という形で頂いていると。それが大きな金額なんですけれども、約1億5,800万、1億6,000万ほどになりますので、そういった部分が大きい形で減額となっているような状況となっております。申し訳ありません、途中で止まりまして。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 こちら今、堤委員がお話ししたと思うんですけども、基本的には企業会計なので独立採算で運営できるようにしていかなければならないという方針があると思います。工事の進捗も、下水としての整備は進んでいきますけれども、そこから先、5年間のうちにつなぐ人がいて初めて機能が発生し、下水道の料金も徴収ということになりますからタイムラグがありますよね。その間、

繰入金というものは基本的に下水道がない人たちの税金からも支払われているという解釈に取れると思うんですけども、普及啓発自体を、去年、企業局に変わったときにどれほど進めてきたというのがもし分かればお伺いしたいと思います。

○田村委員長 管理課長。

○君島管理課長 どれだけ普及啓発をしてきたかということなんですけれども、当然に、一般的に広報させていただいていますホームページとかそういったところで啓発活動、それから、当然に新しく、今申し上げたように下水道が整備されて、下水道がつけるといふ言い方も変ですけども、そういったところにつきましては訪問とさせていただいて、普及につながるような形での取組なんかもさせていただいているところが主な取組ということでお答えさせていただきます。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 地域によっては高齢化が進んじゃっていて、支払いがどういふふうに、浄化槽のほうがもういいんじゃないのという地域にも、逆に下水道がつけだしまっちゃんしているところもありますし、そこをつながない限りは収益が増えないとは思っているので、そこの部分に対して、例えば今、工事をしながら、ここは必ずつがなければなりませんみたいな、ある程度、強制とは言えませんが、つなぐのを促進するような取組をしてこなかったんですか。今年はまだ今年次第で、これ決算なんで、去年なんかはそういうのが功を奏して、接続した域が増えたとか、そういった結果のほうはどうなんですか。

○田村委員長 管理課長。

○君島管理課長 委員おっしゃるように、確かに普及という部分で委員がおっしゃったような部分もあるのかなと。

ちょっと先ほどの説明の中でも足りなかったか

もしれませんが、特に工事をする際には通常ですと、その沿線の方に当然、工事をしますよてなお知らせをするかと思うんですね。そこへ、当然に、委員がおっしゃったように、工事が終わればつながるんですよ。

そうすると、当然に委員がおっしゃいましたいろんな事情があつて、例えばですけどもすぐつなげる方もいますし、当然に今現在は、例えば浄化槽を使っているんで、それがまだ機能していると言われますと当然に、若干先にとということもあるかと思うんですけども、その辺につきましては工事のお知らせと一緒に、お知らせ等もさせていただくような形で普及の促進につなげるような形の対応、取組のほうはさせていただいているような状況になっております。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

部長。

○河合上下水道部長 すみません、普及促進の話で少し追加で補足させていただければと思います。

先ほど管理課長が説明したように、新たに下水道が引かれるところについては全ての世帯で訪問して、お願いして歩きます。また、その中で先ほど委員が言ったように、やはり高齢世帯であるとか独り暮らしとか、何かこの後、あまり住まないよとかそういう方もいらっしゃるんで、そういう方たちにはちょっと趣旨を理解していただくのと、あとはその資金を全額出すわけにはいかないんですが、融資資金、銀行から借入れをした場合に、そういった利息の補填なんかは市のほうでもやっていますので、そういったものを紹介するとかやっております。

また、あとは何年かたつてもなかなか接続されないという中で、水道の大口の使用者、本当はつないでくればもっと下水道使用料もたくさん払っていただけるだろうという、そういう人たちが

またピックアップしまして、そういった人たちにアンケートをしながら、また訪問したりして接続するような、そんなところもやっているところで

す。

以上です。

○田村委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 じゃ、17ページです。

処理場の改築の更新事業の関係ですが、こちらにおいても基本設計が終了したというような形で、全体のこの金額というか、その辺がどのぐらいになるのか教えてください。

○田村委員長 整備課長。

○佐藤整備課長 今現在、黒磯水処理センターとし尿受入施設の基本設計ということをやっておる段階ですので、先ほどの水道のほうと一緒になんですが、本当に概算ということで受け止めていただければと思うんですが、今、新機械棟のほうの概算費用として72億円、し尿受入施設、し尿の前処理施設ですね。そちらが今、概算で45億円ということで、かなり多額の費用がかかる見込みであります。

○田村委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 し尿施設のほうの関係なんですけれども、これ、那須広域のほうの施設になりますよね。この関係だと当然建築費は……

○田村委員長 眞壁委員に申し上げます。

決算認定ということで別の機会に質問していただけだと思います。

○眞壁委員 分かりました。オーケーです。

○田村委員長 いいですか。

そのほか質疑はございますか。

齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、さっき聞けばよかったんですが。本当はその他でもよかったんです。水道も下水も含めてなんですけれども、本復旧の舗装

工事ですね。これの基準はどのように計算して、去年3件あったとかありますよね。それはどういう基準で戻しているのか、ちょっとお伺いしたかったんですけども。

○田村委員長 整備課長。

○佐藤整備課長 水道についても下水道についても、仮復旧というのは掘削した幅ですね。その部分についてのみ仮復旧ということで舗装いたしまして、その後、その上を大型車両が通過することによって自然転圧ということで、これが沈下する場合がございます。ですので、ある程度、仮復旧で自然転圧をしてから本復旧をしたいと。本復旧して沈みづらくなってからやりたいというところがございます。

幅員につきましては、おおむねセンターラインがあるような道路につきましては片車線ですね。センターラインがない道路につきましては、その舗装の幅によりまして復旧する幅員が、これ、私ども道路管理者から占有を受けているもので、道路管理者と協議をさせていただいて本復旧をしてございます。

ですので、センターラインがなくて幅員が小さなところなどに関しては、全面復旧をするような場合もございます。

以上です。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 どのぐらいの時期をもってやるのか。だから、去年のこの決算のときに本復旧3本やったとしたら、それは実は2年前にもう自然転圧から2年たってからやったのかって、そういう基準があったのかという話だったんですけども、大丈夫ですか。

○田村委員長 整備課長。

○佐藤整備課長 失礼しました。

実は水道事業の中で、本復旧を次年度にやれば

補助対象事業になるというものがございますので、それについては次年度、必ずやって、補助金を頂いて復旧してございます。ただ、そういった財源のないものにつきましては、基本的には次年度にやりたいんですが、かなり過去に工事をしたところで本復旧がされてないところがございます。でするので、ある程度、舗装本復旧にかなりの予算というのも難しいものですから、補助金の頂けない場所の本復旧につきましては、道路管理者と協議をいたしまして、本復旧をされてないところで、特に段差があるとか、市民の皆様から苦情があるようなところを優先して工事をするようにしております。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。
眞壁委員。

○眞壁委員 先ほどのちょっと17ページのし尿の関係なんですけれども、これ決算なんで、設計が那須塩原市の予算でかかったのか。それとも、当然建物自体は那須広域のほうになるんで、ちょっとその辺だけ教えてもらえます、設計費。

○田村委員長 整備課長。

○佐藤整備課長 し尿受入施設の設計をどちらの予算でやったかということでよろしいですか。

し尿受入施設の設計に関しましては、これは市の、私ども整備課のほうでやっております。私どもがやる一番のポイントは、それが補助対象事業とすることができるからです。これを施設自体、し尿受入施設は那須広域でやろうということで、那須広域が業務委託を出すと補助金を頂けるメニューがなかったということで、財源がある、補助金を頂ける方法として私どもがやるようなことで設計を出してございまして、加えまして、その他、し尿受入れに係る部分の費用に関しましては那須広域を通して、補助金の裏負担分についてもいただけるようなことで協議を進めてございます。

○田村委員長 そのほか質疑は。

[発言する人あり]

○田村委員長 整備課長。

○佐藤整備課長 失礼しました。今の話は施設の建設費用の補助金でございまして、すみませんでした。

委託自体は単費でやっているそうですが、そちらの費用に関しましては、下水道事業のほうで支出するのではなくて、那須広域のほうから、3市町の一般会計のほうから支出していただけると、歳入を見込めるということでございます。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 では、質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○田村委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

認定第9号 令和3年度那須塩原市下水道事業の剰余金の処分及び決算認定については、原案のとおり可決及び認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第9号については原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

管理課・整備課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前 1 時 5 7 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○田村委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎建設部の審査

○田村委員長 これより、建設部の審査に入ります。

初めに、建設部長から御挨拶をお願いいたします。

部長。

○富山建設部長 (挨拶。)

○田村委員長 ありがとうございます。

—————◇—————

◎都市計画課の審査

○田村委員長 ただいまから都市計画課の審査に入ります。

都市計画課の皆さん、お疲れさまです。

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○田村委員長 都市計画課については、建設経済常任委員会に対する付託案件がありませんので、ここで建設経済常任委員会を決算審査特別委員会(第三分科会)に切り替えて審査を行います。

認定第1号 令和3年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

なお、説明に当たっては、金額に大きく変更があった項目や新規事業を中心に説明してください。

執行部から議案の説明を簡潔をお願いします。

都市計画課長。

○鈴木都市計画課長 (認定第1号について説明。)

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございませんか。

齊藤委員。

○齊藤委員 260ページの都市計画総務費、都市計画審議会委員に報酬が支払われておりますが、主にどんな内容がこの令和3年度は話されたのでしょうか。

○田村委員長 都市計画課長。

○鈴木都市計画課長 令和3年度の都市計画審議会、また景観審議会、その内容について御説明をさせていただきます。

令和3年度の都市計画審議会については3回実施しております。まず1つ目が、北赤田の東武商事、これが一般廃棄物の処理施設の位置についてということで、建築基準法第51条のただし書きという部分の規定に伴って審議をしたものです。

2回目が都市計画道路348、藤原西那須野線、西那須野駅から塩原方面に向かった郵便局の前、4号線に出るところですね。中央通りからあそこまでの部分で、実施設計に伴って交差点の幅等が変わりますので、その審議を行ったものです。

3回目につきましては、用途地域の変更としま

して東那須野産業団地、こちらを那須ガーデンアウトレットがあるところなんです、準工業地域に用途変更をしたというのが内容です。都計審については以上でございます。

○田村委員長 続いて、じゃどうぞ。

○鈴木都市計画課長 景観審議会ですらよろしいですか。

景観審議会につきましては、車両広告物、こちらの県の基準改正がございましたので、それに伴って市のほうの基準も改正したと、それを審議したものです。

以上となります。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

齊藤委員。

○齊藤委員 先ほど説明にはなかったんですけども、261ページの開発行為許可指導費のところなんですけれども、令和3年度に開発許可がされた件数を教えてください。

○田村委員長 都市計画課長。

○鈴木都市計画課長 令和3年度の開発許可申請件数ということでお答えをさせていただきます。

まず、許可案件が27件、変更許可が15件、その他の許可が2件となっております。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 例えばエリア的には西那須、塩原、黒磯ぐらいの、感覚でいうとどの辺が開発行為が行われたのか分かりますか。分かれば大丈夫です。

○田村委員長 都市計画課長。

○鈴木都市計画課長 開発ですね、圧倒的に多いのが西那須野地区あたりが多いです、はっきりとどの地区が何件という資料はちょっとございませんので。あと、東那須野地区、その辺も結構あるところなんです。

以上でございます。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 分かりました。

続きまして、開発帰属施設管理費のところ、立ち木伐採8か所、雨水浸透槽ございました。これは申請をされて、その年度内にしっかりと工事できたところなのか、結構立て込んで、年数がたっていますから、その前の年から申請されていたのか。対応の早さというか、あれはどうか教えてもらいたいですけれども。

○田村委員長 都市計画課長。

○鈴木都市計画課長 立ち木伐採等、要望があった部分ですけども、その後、担当のほうで見に行きまして、これは危険だとかフェンスが壊れているとか、そういった部分につきましては、その年度内にできたと思います。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

副委員長。

○益子副委員長 それでは、38ページ、不動産売払収入についてお伺いいたします。

先ほどの御説明の中で、分譲宅地分譲代金について御説明ありましたが、昨年より減ったためということで今回2区画ということでございましたが、残り、課題ということで話があったと思うんですが、その課題をどのように捉えているのかをお伺いします。

○田村委員長 都市計画課長。

○鈴木都市計画課長 売れ残りを今後どのように売っていくかというのが課題だと思っております。今現在、宅地分譲が残っている部分が那須塩原駅前、西地区が2区画、あと関谷地区が13区画ですね。それが売れ残っているという状態です。

今現在でもホームページとか看板等出してアピールはしているところなんですけれども、さらなるちょっとアピールとかどうするかというのを今後、研究していきたいと考えております。

また、関谷地区につきましては、居住誘導区域となっておりますので、その辺の優遇措置、そう

いった部分についてもさらなる研究が必要かなと
考えております。

以上でございます。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 先ほど課長のほうからお答えいた
だいたんですが、誘導区域ということであったん
ですが、研究していきたいということだったんで
すが、さらにそれを、その誘導区域の部分を研究
を進めて、その残った部分の区画を早期に分譲し
ていくという認識を新たに持ったという考えでよ
ろしいでしょうか。

○田村委員長 都市計画課長。

○鈴木都市計画課長 今ある分譲地をどのようにし
たら売れるかということで進めていきたいと思
いますけれども、新たな分譲地を造るとい
う、そういう考えはございません。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 そういった新たなものはないとい
うことで、そうすると誘導区域の部分で、今、既
存のあるものを研究しながら販売に向けて進めた
いということによろしいですか。

○田村委員長 都市計画課長。

○鈴木都市計画課長 今の委員のおっしゃったとお
りでございます。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入
ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はござ
いますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ないので、議員間討議及び
質疑を終了したいと思います。異議ございませ
んか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了
いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ないので、討論を終了した
いと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終結
し、これより採決いたします。

認定第1号 令和3年度那須塩原市一般会計歳
入歳出決算認定については、原案のとおり認定す
べきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認
定すべきものと決しました。

都市計画課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 1時16分

再開 午後 1時27分

○田村委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いた
します。

—————◇—————

◎都市整備課の審査

○田村委員長 ただいまから都市整備課の審査に入
ります。

都市整備課の皆さん、お疲れさまです。

—————◇—————

◎議案第72号の説明、質疑、討

論、採決

○田村委員長 それでは、議案第72号 那須塩原市
営住宅条例の一部改正についてを議題といたしま
す。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたしま
す。

都市整備課長。

○増子都市整備課長 (議案第72号について説
明。)

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許
します。

質疑はありますでしょうか。

[発言する人なし]

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入
ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はござ
いますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び
質疑を終了したいと思います。異議ございませ
んか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了
いたします。

討論はございますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 ないようですので、討論を終結した
いと思いますが、異議ございせんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終結
し、これより採決いたします。

議案第72号 那須塩原市営住宅条例の一部改正
については、原案のとおり可決すべきものとする
ことに異議ございせんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第72号については、原案のとおり
可決すべきものと決しました。



◎議案第74号の説明、質疑、討

論、採決

○田村委員長 ここで建設経済常任委員会を予算常
任委員会(第三分科会)に切り替えて審査を行
います。

議案第74号 令和4年度那須塩原市一般会計補
正予算(第5号)を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたしま
す。

都市整備課長。

○増子都市整備課長 (議案第74号について説
明。)

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許
します。

齊藤委員。

○齊藤委員 先ほど説明あったとは思うんですけれ
ども、もう一度どんなイメージの危険なものなの
か、この予算を見ているものが。

○田村委員長 都市整備課長。

○増子都市整備課長 こちらについては、まず、ち
よっと事の起こりが、今からですと、昨年に西那
須野地区で強風が吹いたことがございましたが、
それによる強風の影響で外壁等が、トタン等がち
よっと飛んだと。あと、屋根材とかも一部飛んだ
と。その案件が対象となっております。

1年から経過するに当たって、やはり人が住ん
でいないということで、また、外壁の状態等がち
よっと進行が進んだという形で、もう手をつけざ

るを得ないと、そのような判断に至ったところ
でございます。

以上です。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に
入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はござ
いますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び
質疑を終了したいと思います。異議ございま
せんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終
了いたします。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終結し
たいと思いますが、異議ございせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終
結し、これより採決いたします。

議案第74号 令和4年度那須塩原市一般会計補
正予算(第5号)は、原案のとおり可決すべきも
のことに異議ございせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第74号については、原案のとおり
可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○田村委員長 続きまして、予算常任委員会(第三
分科会)を決算審査特別委員会(第三分科会)に
切り替えて審査を行います。

認定第1号 令和3年度那須塩原市一般会計歳
入歳出決算認定についてを議題といたします。

なお、説明に当たっては、金額に大きく変更が
あった項目や新規事業を中心に説明してください。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたしま
す。

都市整備課長。

○増子都市整備課長 (認定第1号について説明。)

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許
します。

質疑はありませんか。

副委員長。

○益子副委員長 それでは、市政報告書の268ペー
ジについてお伺いいたします。

こちらの先ほど説明あった市営住宅整備事業費
(15事業)についてでございます。

市営若松団地について、4号棟と7号棟の改修
の設計業務について、ちょっとお話があったん
ですが、内容をお伺いいたします。

○田村委員長 都市整備課長。

○増子都市整備課長 こちらについては、市営若松
団地については、ここ数年継続して外回りの改修
と中の水回りの改修という形で行っている次第
でございます。

昨年度発注するに当たりまして、それら工事の
対象となる4号棟の外壁及び7号棟の排水設備に
係る設計を外部に委託したという内容でござい
ます。

○田村委員長 益子副委員長。

○益子副委員長 そうしますと、このそれぞれの4
号と7号は同じ設計業者に委託したのか、それ
とも別な事業者なのか、その点をお伺いいた
します。

- 田村委員長 都市整備課長。
- 増子都市整備課長 それぞれ別に発注しましたので、受注者も別となっております。
- 田村委員長 そのほかに質疑はございますか。
齊藤委員。
- 齊藤委員 266ページの空き家等対策事業費、空き家対策の審議会が8人で開催されているんですが、その特定空家等を審議するために集まった会なのか、令和3年度の実行された内容を教えてください。
- 田村委員長 空き家対策係長。
- 遅沢空き家対策係長 そのとおり、東赤田の特定空家のほうの認定を行うために審議会を開いたものでございます。
- 田村委員長 そのほか質疑はございますか。
〔発言する人なし〕
- 田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。
討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。
〔発言する人なし〕
- 田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。
討論はございますか。
〔発言する人なし〕
- 田村委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 田村委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。
認定第1号 令和3年度那須塩原市一般会計歳

入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 田村委員長 異議がないものと認めます。
よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。
都市整備課の審査事項は以上となります。
ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 1時49分

- 田村委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎道路課の審査

- 田村委員長 ただいまから道路課の審査に入ります。
道路課の皆さん、お疲れさまです。
道路課については、建設経済常任委員会に対する付託案件がありませんので、ここで建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

—————◇—————

◎議案第74号の説明、質疑、討論、採決

- 田村委員長 議案第74号 令和4年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。
執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

道路課長。

○高野道路課長 (議案第74号について説明。)

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 歳出の部分で、先ほど説明があつて、スノープラウを購入する代わりに工事請負費を減額ということなのですが、この歩道整備は、じゃ、行わないということによろしいんですか。それとも、ただの減額なんですか。

○田村委員長 道路課長。

○高野道路課長 今のところ減額ということで考えております。

これからスノープラウにつきましても入札等を行いますので、その差額によって、当初予定したよりは事業規模がちょっと少なくなると思うんですが、その差額によって事業を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 続きまして、道路新設改良費の地方創生道整備のほうの舗装改築のときわが丘通り線というのは、ミニストップの下行つて、野崎街道までのやっていない部分でいいんでしょうか、そんな確認。

○田村委員長 道路課長。

○高野道路課長 そうですね、まだ施工していない部分ですね。野崎街道までのラーメン屋さんのほうに向かうあの延長、ダスキンの前とかあの辺なんかも含めて計画しております。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はござ

いますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第74号 令和4年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よつて、議案第74号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、予算常任委員会(第三分科会)を決算審査特別委員会(第三分科会)に切り替えて審査を行います。

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、討論、採決

○田村委員長 続きまして、予算常任委員会(第三分科会)を決算審査特別委員会(第三分科会)に切り替えて審査を行います。

認定第1号 令和3年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

なお、説明に当たっては、金額に大きく変更があった項目や新規事業を中心に説明してください。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

道路課長。

○高野道路課長 （認定第1号について説明。）

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

堤委員。

○堤委員 今回説明があったのかどうかちょっと不確かなんですけれども、説明があったらお許してください。

242ページの道路管理費、2項2目ですが、この中で道路維持管理費がございます。ここで令和3年度決算、この中では令和2年度決算から比べると大幅に増えているかと思うんですが、その内訳を教えていただければと思います。

○田村委員長 道路課長。

○高野道路課長 道路維持管理費の増額分ということですよ、令和2年度と比較してということで、道路維持管理費はいろいろ予算項目ございます。燃料費であったり、原材料費であったり、修繕費、工事費なんかもございますけれども、大きくはやっぱり大きな事業がこの年には多かった、令和3年度に。特に委託料ですかね、スマートライティングというので、そういった事業があったのと、あと、舗装工事なんかも数件ございましたので、そういった事業量が大きな要因かなと思っています。

以上です。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 道路修繕の件数が増えたということではないんですね。

○田村委員長 道路課長。

○高野道路課長 修繕の件数が増えたということで

はないですね。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 スマート道路灯もこの中に入っているというふうに考えればよろしいでしょうか。

○田村委員長 道路課長。

○高野道路課長 そうですね、その事業がここに入っております。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。
齊藤委員。

○齊藤委員 同じページの市道等に関する各種申請状況で、本庁分なので私道の整備等、去年より2件めでたく増えているんですけども、大体内容的にどのぐらいのものが出たのか、値段等が分かれば教えてください。

○田村委員長 道路課長。

○高野道路課長 昨年度は2件だったと思います。今回は令和3年度で4件ということで、ちなみに今年度なんかはこの時点で4件はもう来ているので、結構件数は増えているなという印象は持っています。

これはかねてから議員のほうからも私道の整備支援についてということで、ちょっと要件が厳しいんじゃないかとか、PRが足りないんじゃないかとかいうようなお話もありましたけれども、いろいろ昨年からホームページの更新であったりとか、あと広報なんかも今年上げたんですね、4月に上げてまして、今度10月にもちょっと上げようかなというふうには考えているんですが、特に整備支援のほうですね、というところでちょっとPRしていきたいなというふうに思っております。

○田村委員長 詳細。

道路課長。

○高野道路課長 失礼しました、詳細ですよ。ちょっとお待ちください。

○田村委員長 維持係長。

○室井維持係長 詳細につきましてですが、アスファルト舗装におけるアスファルトの合材関係、また乳剤ですね、あとは砂利敷き関係の碎石の材料という形で、合計しますと大体68万5,000円、その程度の支払いがされております。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。
益子副委員長。

○益子副委員長 御説明ありがとうございました。
237ページ、土木総務費（20事業）についてお伺いいたします。

先ほどの御説明の中で、その他の補償金というところで、那須疏水への汚水放流ということで説明あったかと思うんですが、内容をお伺いいたします。

○田村委員長 道路課長。

○高野道路課長 これは、市内には那須疏水の管理の一分水とか第二分水とかあって、そこにちょっと汚水が放流されたとき、放流というか流れ込んだときの損失のための補償金ということで、那須疏水土地改良区のほうに覚書を交わしてまして、この金額を支払うということで、そんなようなことで進めております。

以上です。

○田村委員長 益子副委員長。

○益子副委員長 御説明いただきました。
そうすると、その覚書の中でということで、別に量とかじゃなくて年度ごとにこのお金で覚書を締結するというような認識でよろしいでしょうか。

○田村委員長 道路課長。

○高野道路課長 すみません、ちょっと説明が不足しておりました。これ5年間の中で覚書を締結して、5年間ということでございます。

○田村委員長 益子副委員長。

○益子副委員長 そうしますと、5年間ということ

ですと、今回が初年度というような認識でよろしいでしょうか。

○田村委員長 道路課長。

○高野道路課長 これは令和元年度が初年度でございますので、今の状況ですと令和6年の3月31日までという予定でございます。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、241ページの昨年度もあれですけども、デジタル道路台帳補正なんですけれども、保守に関しては57万2,000円で計上なんですけれども、昨年度より多分300万円ぐらい上乘せになっているんですけども、これ内容はどういう意味での補正なのか教えてください。

○田村委員長 道路課長。

○高野道路課長 これは令和3年度の追加の業務を充てていまして、塩原地区の法定外水路、道路等のデータを取り込むためのそんな作業を追加で行っているものなので、その作業が3か年にわたって追加となっておりますので、例年よりはこの部分についてはちょっと高くなっているというような状況でございます。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 となると、この年度、令和3年から3年ということですか、それとももう2年目とかなんですか。

○田村委員長 道路課長。

○高野道路課長 令和3年度、令和4年、5年、この3年でございます。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

認定第1号 令和3年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

道路課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時40分

○田村委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎建築指導課の審査

○田村委員長 ただいまから建築指導課の審査に入ります。

建築指導課の皆さん、お疲れさまです。

◇

◎議案第71号の説明、質疑、討論、採決

○田村委員長 それでは、議案第71号 那須塩原市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

建築指導課長。

○三輪建築指導課長 (議案第71号について説明。)

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 ちょっと理解するのにすごく難しいなと思って聞いていたんですけども、既存住宅に係る長期優良住宅の維持保全計画、基本的に改築を伴わない既存住宅の長期優良計画とはどういうことを指すんでしょう。

○田村委員長 建築指導課長。

○三輪建築指導課長 既存住宅どういうものが該当するかといいますと、今長期優良住宅、建築時に申請をするわけですけども、当時建築時に長期優良住宅の申請をしていない。本来すれば、長期優良住宅になる建物であったけれども、しなかったものを認定したいと。あと、長期優良住宅の施工前に長期優良住宅と同等の性能を持っているものを建築行為なしで認定したりと、そういうものを想定しているということでございます。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

副委員長。

○益子副委員長 御説明いただきました。

課長のほうの御説明の中で、先ほど齊藤委員か

ら関連で話があって、私も関連するところがあるかと思うんですが、その開発行為を伴わないものということで、以前にこの法律ができる前に、それと同等のものとか、当時しなかったものということなんですが、そうしますと、その認定に該当する建物というのはどれぐらいあるのか把握していらっしゃるのか、お伺いします。

○田村委員長 建築指導課長。

○三輪建築指導課長 把握しているかどうかということですが、こちらとしては一切把握しておりません。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 把握していらっしゃらないということで、そうすると、申請があった分をその都度認定していきなり、変更認定をしていくというような認識でよろしいんですか。

○田村委員長 建築指導課長。

○三輪建築指導課長 そういうことでの手続になります。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 そうしますと、出てくるのもあると思うんですが、PRの仕方というのは前回の第1段のときも私伺ったかと思うんですが、そうすると、恐らく建築されるときとか終わっちゃったということになると、造っていただいた例えば大工さんなり建築事業者さんなり、そういうところに御相談するものなのか、新たに自分たちが、家主さんがホームページなり何なりを見て申請をするものなのか、その辺のちょっとPRの仕方、そちらをちょっとお伺いしたいんですが。

○田村委員長 建築指導課長。

○三輪建築指導課長 PRの仕方ということですが、いわゆる申請に基づいてこちらとしては認定するということであって、我々建築指導課として特段この手続を進めましょうということでの

PRは考えてはいない。

こちらのほうの考え方ですけれども、長期優良住宅の普及の促進に関する法律、こちらのほうが平成20年6月に施行されています。その法律施行時の附則の中で、10年で見直しをしようということが記載してありまして、今回の見直しはそちらのほうの観点であります。

その中で、令和3年1月、社会資本整備審議会 の建築分科会小委員会というところで審議をしてきたわけですが、その中で、現在の住宅事情というのがストック重視の住宅政策への転換へという考え方を示していきまして、ストック重視という中で、良質な住宅をどう持っていかと、その中で長期優良住宅というインセンティブをどれだけ増やすかという考え方から、今回建築を伴わないものも認定していこうという考え方になったということでの説明は書いてありました。

以上です。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 説明いただきました。その点は了解いたしました。

そうしますと、この改正によって効果の部分お伺いしたいと思うんですが、どのような効果があるのか、お伺いいたします。

○田村委員長 建築指導課長。

○三輪建築指導課長 先ほど説明したとおり、取引において長期優良住宅というもののインセンティブ、いわゆる長期優良住宅を取っていないものと取っているものの差別化が図られるという、そちらのほうになってくると考えております。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

齊藤委員。

○齊藤委員 すみません。これこの改正案が通った後に、先ほどPRはしないという話だったんですけれども、20年からということは、それまでの間

に造った家が全て対象になる可能性があるかと踏んでよろしいのでしょうか。

○田村委員長 建築指導課長。

○三輪建築指導課長 20年、今までにストックしているものが全てというわけではなくて、長期優良住宅の基準がありますので、そちらのほうに該当するものということで認定ができるかどうかということになります。ですから、全てのものが該当するわけではないということです。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 となると、自分のところがどうかというのがありますし、このメリットのほうを見ると、例えば税制優遇であったりというものが、例えば10年間たった後にそういうのがあるんだってといって申請したら、その分の例えば税金の免除とか、そのメリットに対応するものの方は、市のほうは対応できる準備があるという解釈でよろしいんですか。

○田村委員長 建築指導課長。

○三輪建築指導課長 税制の優遇、いわゆる市の固定資産税の優遇というもの、これは新築だけです。そちらについてはないと。

実際に中古住宅の取引において住宅ローン減税、そちらに関して言うと、長期優良住宅を取ったものとそれじゃないものでは差別化が図られるということでは資料のほうには書いてございます。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 僕の解釈が足りなくて申し訳ないんですけど、10年以上たっていても、当時新築であったものが10年たっていて、その制度を知らずにやっていた家は解釈は新築にならないんですか。それも既存の改修を伴わないという理論にも合致するような気がするんですけども。

○田村委員長 建築指導課長。

○三輪建築指導課長 10年前建てた際に、既に長期

優良住宅が始まる前から、ある程度メーカー住宅なんかでいえば、長期に想定した形で先に始まっているものがあるかと思うんですね。

そういうものがその後もきちんと維持管理をしている前提であれば、建築行為を伴わない扱いで認定になる可能性はあるかなと。

ただ、そこをきちんとしていなければ、今10年たっておりますけれども、その時点で認定できるかどうか、また審査次第という形になります。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 長期優良住宅を増やしていこうという観点から、多分国・県を通過して市にも落ちてきた法律というか、条例である以上は、どうやってできるかを多分市のほうがしっかりと伝えてあげて、そのうちの相談事が長期優良住宅になることのほうが望ましいと思ってこの条例を出していると思っているんですね。

ただ、造って申請したけれども、意見合致しないから通しませんという条例をただ増やしたただと、申請料だけ払って通らなかつたら大変じゃないですか。

なので、その目的はどこに置いてあるのかなというのをもう一度確認させていただきたいんですけども。

○田村委員長 建築指導課長。

○三輪建築指導課長 こちらのほうの目的は、国の小委員会のほうのまとめでいいますと、円滑な取引環境の整備という部分が大きな目的とこちらとしては捉えております。

○田村委員長 あとはよろしいでしょうか。

[発言する人なし]

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第71号 那須塩原市手数料条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第71号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○田村委員長 ここで、建設経済常任委員会を決算審査特別委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

認定第1号 令和3年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

なお、説明に当たっては、金額に大きく変更があった項目や新規事業を中心に説明してください。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

建築指導課長。

○三輪建築指導課長 （認定第1号について説明。）

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 239ページの中段、木造住宅の耐震の補助事業のやつですね。

先ほど課長のほうの説明から、防災・安全交付金の国のどうたらと説明があったんですけども、昨年度の決算のときにはもう既に令和3年度の締切りが終わっているという話をいただいたんですね。

その中で、例えばもっと申請があったのにこの4件で止まってしまったという解釈でよろしいかどうか確認させてください。

○田村委員長 建築指導課長。

○三輪建築指導課長 こちらの数字で予算額が満口になったということでございます。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 これは周知をしなくても分かっている人がいて、すぐ申請をしたということでもいいんですか。

去年の段階で、もう3年も今の時期でもう埋まっているという話だったので、ということは、今年度の話はできないにしてももう既にまたあったら、また埋まっちゃって、全然使えない状態になっちゃっているのかなというところをちょっと聞いたかったもんですから。

○田村委員長 建築指導課長。

○三輪建築指導課長 令和2年度にダイレクトメールを出しまして、そちらの反応がございまして、また令和2年度からストックしていた分を含めて令和3年度の4月に埋まってしまったというのが令和3年度の状況でございます。

次年度、令和4年度の話になりますけれども、その辺の状況を考慮しまして、今年度につきまし

ては令和3年度、内示でも減らされていた部分もありますので、その辺を含めて今年度につきましては余裕のあるような形で対応はさせていただいております。

以上です。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 その上の段、診断のほうですね、最後に課長のほうで言っていたのが聞き取れなかったんですけども、2万円を6万4,000円に増額したと言ったんですか、ちょっともう一度その説明をお願いします。

○田村委員長 建築指導課長。

○三輪建築指導課長 こちらこの診断につきましては、国、県、市のほうで補助金の額を決定しているわけですが、もともと2万円で補助していたところ、診断を行うほうの組織のほうで値上げをしまして、そうすると2万円ではちょっと補助としては足りないというところで、補助金の考え方を変えまして、それで補助基本額を増やして市としての補助金のほうを6万4,000円まで上げたということでございます。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

よろしいでしょうか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 令和3年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

建築指導課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時15分

○田村委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎散会の宣告

○田村委員長 以上で本日の委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時15分

建設経済常任委員会／予算常任委員会及び決算審査特別委員会（第三分科会）

令和4年9月13日（火曜日）午前10時開会

出席委員（8名）

| | | | |
|------|------|-------|------|
| 委員 長 | 田村正宏 | 副委員 長 | 益子丈弘 |
| 委員 | 堤正明 | 委員 | 室井孝幸 |
| 委員 | 齊藤誠之 | 委員 | 平山武 |
| 委員 | 松田寛人 | 委員 | 眞壁俊郎 |

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

| | | | |
|--------------------------------------|-------|-------------------------|------|
| 産業観光部長 | 織田智富 | 農務畜産課 参事兼課長 | 松本仁一 |
| 農務畜産 課長補佐 | 宇賀神晶子 | 農業振興係長 | 青木洋人 |
| 担い手支援 係長 | 田中幸子 | 畜産振興係長 | 室井敬弘 |
| 農業再生 協議会副主幹 | 平山隆美 | 堆肥センター 所長 | 稲見一志 |
| 農林整備課長 | 君島隆 | 農林整備 課長補佐兼 農村整備係長 | 大野昭博 |
| 林務係長 | 和田博史 | 地籍調査係長 | 須藤俊一 |
| 商工観光課長 (DMO担当) 兼観光振興 センター所長 | 波多腰治 | 商工観光 課長補佐兼 商工係長 | 瀧靖子 |
| 企業立地係長 | 上野純宏 | まちなか 交流センター 館長 | 石塚昌章 |
| まちなか 交流センター 主査(係長級) | 印東敏之 | 農業委員会 事務局長 | 相馬勇 |
| 農業委員会 事務局長補佐 兼農政係長 | 戸山みどり | 農地係長 | 佐藤博之 |

出席議会事務局職員

議事日程

1. 開 議

2. 審査事項

〔産業観光部〕

- ・産業観光部長挨拶

〔農務畜産課〕

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第 7 4 号 令和 4 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 5 号）

決算審査特別委員会（第三分科会）

- ・認定第 1 号 令和 3 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔農林整備課〕

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第 7 4 号 令和 4 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 5 号）

決算審査特別委員会（第三分科会）

- ・認定第 1 号 令和 3 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔商工観光課〕

- ・議案第 7 3 号 財産の処分について

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第 7 4 号 令和 4 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 5 号）

決算審査特別委員会（第三分科会）

- ・認定第 1 号 令和 3 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

- ・認定第 7 号 令和 3 年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

〔農業委員会事務局〕

- ・農業委員会事務局長挨拶

決算審査特別委員会（第三分科会）

- ・認定第 1 号 令和 3 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

3. 散 会

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 田村委員長 皆さん、おはようございます。
散会前に引き続き、建設経済常任委員会を再開
します。
ただいまの出席委員は8名でございます。



◎産業観光部の審査

- 田村委員長 ただいまから産業観光部の審査を進
めてまいります。
初めに、産業観光部長から御挨拶をお願いいた
します。
○織田産業観光部長 (挨拶。)
○田村委員長 ありがとうございます。



◎農務畜産課の審査

- 田村委員長 初めに、農務畜産課の審査に入ります。
農務畜産課の皆さん、お疲れさまです。



◎議案第74号の説明、質疑、討
論、採決

- 田村委員長 農務畜産課については、建設経済常
任委員会に対する付託案件がありませんので、建
設経済常任委員会を予算常任委員会(第三分科会)
に切り替えて審査を行います。
議案第74号 令和4年度那須塩原市一般会計補
正予算(第5号)を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。
執行部。

- 松本農務畜産課長 (議案第74号について説明。)
○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許
します。
質疑はございますでしょうか。
副委員長。
○益子副委員長 御説明いただきました。

執行計画書の8ページでございます。6001事業、
中山間地域活性化事業費についてお伺いをいたし
ます。御説明の中で負担金、補助及び交付金、補
助金の部分で魅力ある中山間地域づくり事業費と
いうことで、この説明がございましたが、特産物
の開発に関わる2分の1の補助ということで、県
の補助ということで2団体交付があったと思うん
ですが、その説明の中の2団体の活動内容をお伺
いたします。

- 田村委員長 執行部。
○松本農務畜産課長 中山間地域づくり事業の補助
金につきまして、活動している2団体の事業内容
ということでありますが、まず1団体につきまし
ては、遊休農地等を活用し、例えばソバの作付と
か、そういったところをやったり、あるいはそう
いった農村地域における都市の住民との交流の活
動などを行っている団体です。今回の補助につき
ましては、そういったソバの栽培等に関する機械
の導入について補助を行う予定となっております。

もう一団体は、地元で産直を運営している団体
さんで、そちらのほうで新たな特産品としておだ
んごでありますとか、ギョーザでありますとか、
そういったものを開発していきたいというところ
で、その開発のための機械ですね、製造機などを
購入するための費用に対して補助を行う予定とし
ております。

以上となります。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 御説明いただきました。

それぞれ目的があって、しっかり中山間地域の地域の活性化につながるような事業をされているなということで確認が取れました。その中で、この2団体の事業を含めてなんです、この中山間地域づくりの利点というか、効果をどのように捉えているのか、その点をお伺いいたします。

○田村委員長 執行部。

○松本農務畜産課長 中山間地域の地域づくりにつきましては、1つは、地域の活性化という、こういったそれぞれの団体さんが地域の中で活動することにより地域が活性化され、結果として例えば遊休農地の縮小でありますとか、あるいは都市との交流人口の増加とか、そういったところにつながっていけばいいかなと思います。最終的には、そういったところに魅力を感じ、移住する方なんかがいらっしゃれば、それは大変望ましいことかなと思います。

一方、市全体としても、こういった中山間地が元気になることによって、観光的な資源につながったりとかそういったこともありますので、今後も引き続き活性化については取り組んでいく必要があるかなというふうに考えております。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 効果が波及されるような、そのような取組で、市全体に及ぶような内容だなということをお話を伺った中で確認ができました。

そういった中で、この中山間地域の事業のこの周知の方法ですね、2団体いるということであったんですが、周知の方法などありましたら伺いいたします。

○田村委員長 執行部。

○松本農務畜産課長 今回この魅力ある中山間地域づくりの周知ということかと思いますが、

今回は県の補助事業を活用しております。特定の期間を設けて、なかなかちょっと周知活動というのが難しいところではあるんですが、随時、中山間地域の方から御相談を受けた場合には、例えば次年度において県がこういう事業を予定しているとか、そういったことを御案内し、相談の中でお知らせしているということになります。実際のところは、県がこういったタイミングで募集されるかとか、あるいは県の予算の関係で、どの時期にいわゆる内示をいただけるかというのがちょっと未確定なところもありますので、随時相談を受け、必要があれば御案内させていただいている、そういった流れになっております。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 御説明いただきました。

最後に確認の意味で伺いたいんですが、そうしますと、今回はこの2団体でございましたし、県のほうが事業のタイミングということで、なかなか周知の部分が難しいというお話でございましたが、場合によっては、今後以降ですね、そういった相談があった際には、この2団体に限らず、そういった周知がつけられればしていくというようなお考えで、そういった認識でよろしいでしょうか。

○田村委員長 執行部。

○松本農務畜産課長 委員御質問のとおりでございます。随時御相談はお受けし、例えば次年度予算の編成時期でありますとか、そういったところで情報が入れれば、また改めてお知らせさせていただくとか、あるいは年度途中においても、そういう相談を受けて県や国の補助事業の活用の可能性があるような情報があった場合には、お知らせさせていただいて意向を確認する、そういった流れで進めていきたいというふうに考えております。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

堤委員。

○堤委員 恐れ入ります。同じ8ページ、1項5目畜産競争力強化対策緊急整備事業費3億3,286万5,000円ということで、金額は結構大きいんですが、先ほどの説明の中で畜産クラスターというお話がございました。もう少し内容を詳しく説明をお願いいたします。

○田村委員長 執行部。

○松本農務畜産課長 今回の事業につきましては、畜産農家の方と農場を運営するような大きな酪農関係の事業者さん、それから畜産関係の飼料、餌ですね、そういったものの取扱いを行う事業者さん、それから畜産の場合、堆肥が出ますので、そういった出た堆肥を処理するような事業者さん、そういった方が先ほど申しあげました協議会という形で会を結成いたしまして、そこで効率的・効果的に事業を展開していくというところで、国の補助事業を導入して施設整備を行うというようなものでございます。

今回、事前の国・県への調整の中で、補助の見込みがあるというところになりましたので、改めて申請をしていく、それに当たりまして、補助の交付が市を通じてという形になるものですから、市のほうで補正予算を計上したというようなところでございます。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 会を構成して1団体ということですので、その1団体に対して2分の1の補助で3億3,000万円ほど補助をするということなんですが、この会に入っていない畜産業者の扱いについてはどのように考えておられますでしょうか。

○田村委員長 執行部。

○松本農務畜産課長 今回の事業につきましては、実際にこの事業を行うその育成協議会という酪農関係の協議会が行うものであります。基本的には

その畜産農家さんが関係する部分というのは、この会に加入している畜産農家さんがそれらの施設を利用したりとか、あるいはそういう事業者さんと連携して事業を取り組んでいくというような形になります。

実際は、こういうクラスター事業というのはほかでも行われておりまして、それぞれの地域的なつながりであったりとか、あるいは事業上のつながりがある方がクラスターを組んで、これまでも事業は実施していたところでございます。

あと、参考になんですが、先ほど補助率2分の1で3億円程度の補助という形ではありますが、実際は各補助の項目に上限等もありますので、総事業費については8億円強というような形でお伺いしているところでございます。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 この会を結成したところが1団体ということですが、そのほかには同じように会を結成しているようなところはないというふうに考えてよろしいでしょうか。

○田村委員長 執行部。

○松本農務畜産課長 今回の補助事業については、この団体さんが実施するというので、過去にもクラスターを形成し、先ほど申しあげました効率的な畜産経営というところで取り組んでいる団体さんはございます。今後も、またそういう団体さんが出てくれば、あるいは国の補助金の見込みが立つということになれば、改めて補助は実施していくというようなことになろうかと思えます。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、先ほど益子副委員長が質疑したところなんですけれども、中山間地域のこの補助金の該当に関しまして、片方は遊休農地の解消ということでソバの栽培は分かるんですけれ

ども、人々が寄ってくるためにだんごとギョーザの機械を買うことが補助金の対象になる、その対象の範疇は緩いんですかね。その辺どうなんでしょう。

○田村委員長 執行部。

○松本農務畜産課長 こちらの事業につきましては、先ほど御説明させていただきました県の事業、県単の事業でございます。事業の目的といたしましては、中山間地域において多様な地域活動等の展開により地域に人を呼び込むため、都市農村交流や地域特産物づくり等に必要な機械の導入、施設の整備等を支援するということになっております。主な例といたしましては、例えば農村体験に必要な機械の導入や施設等の整備、その中で加工施設用の工房でありますとか、あるいは都市住民の誘客促進に必要な機械の導入、そういった中で大型調理器具などの整備ですね、そういったものが対象になっております。県の補助事業ということで、国の事業などに比べれば、ある程度幅広に見ていただけるのかなという形で活用はしているところでございます。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 県を強調なさるのは分かるんですけども、ということは、市は何もせずにトンネルで、ただ通してくれという予算という解釈でいいんですか。

○田村委員長 執行部。

○松本農務畜産課長 補助金としましては、県からの補助金をそのまま交付しているという形で、市の上乗せ等を行っていないところです。

あと、もう一つ、先ほど特産品づくりの中で、だんごそれからギョーザ等というふうに御説明させていただきましたが、そういった材料につきましても例えば地元産の野菜を使っていたとか、そういったところで中山間地域づくりや活性化に

資するような取組にしていただければということ、県のほうとやり取りをする際に、こういった事業であれば対象になるかとか、あるいは市としてもこういった部分でこの事業を活用してほしいとか、そういった協議などは団体さんとはさせていただいて補助申請につなげているというところでございます。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、最後の質疑。では、申請自体の相談は乗るけれども、申請は県に直接団体がしてくださいということでもいいですか。

○田村委員長 執行部。

○松本農務畜産課長 申請は、市を通して申請させていただくような形になっております。

○齊藤委員 分かりました。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第74号 令和4年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第74号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○田村委員長 続きまして、予算常任委員会(第三分科会)を決算審査特別委員会(第三分科会)に切り替えて審査を行います。

認定第1号 令和3年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

なお、説明に当たっては、金額に大きく変更があった項目や新規事業を中心に説明してください。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

執行部。

○松本農務畜産課長 (認定第1号について説明。)

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありますか。

堤委員。

○堤委員 歳出のほうの187ページ、放射能対策費、ページの真ん中から下段に向けてですが、この中で放射能対策費の中で、それぞれ農業系の特定一般廃棄物等の混焼に伴う測定と一般廃棄物等の処理ということで記載をされておりますが、この中で実際に事業をやる中で特に起きた問題点がないかということと、これで終了したのか、終了しなければ何%ぐらい完了したのかをお聞きしたいと思います。

○田村委員長 執行部。

○松本農務畜産課長 放射能対策費、農務畜産課畜産振興係の委託料、農業系指定廃棄物の混焼に伴う測定や一般農業系特定一般廃棄物処理に関して、何か問題等はなかったかというところにつきましては、現在、那須塩原クリーンセンターのほうで混焼作業を実施しているところですが、特段、例えば数値が上がるでありますとか、搬入に当たって何かしら問題があるとか、そういった問題というものの報告はいただいておりません。順調に計画に基づき作業が進められているというふうと考えております。

現時点の進捗、この部分につきましては、令和3年度分の決算額で金額は載せてございますが、現実的には令和4年度も混焼作業を継続しているところでございます。そちらのほうの進捗状況については、それでは現在の進捗状況については係長から答弁させていただきます。

○田村委員長 係長、執行部お願いします。

○室井畜産振興係長 3年度末につきまして、保管農家数53件のうち、26件の暫定集約が完了しております。重量というか量につきましては、954.3t中の90.42tの混焼の作業が終わりまして、混焼作業進捗率としては9.5%が3年度末では終了している状況です。

以上です。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 3年度末で26件ということで、残りがそうすると27件、令和4年度で作業されるという解釈でよろしいでしょうか。

○田村委員長 執行部。

○室井畜産振興係長 残り27件ということで間違いありません。そのとおりです。

以上です。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 令和4年度で27件ということで、これは全て完了するというので解釈してよろしいでしょうか。

○田村委員長 堤委員、決算認定に伴う質疑ということですので、また別の機会をお願いします。

ほかに質疑はございますか。

益子副委員長。

○益子副委員長 御説明いただきました。

令和3年度の市政報告書204ページから205ページにわたってのところで伺います。

農業経営基盤強化促進事業、20事業についてでございます。その中で強い農業・担い手づくり総合支援事業、1経営体ということで説明があったと思うんですが、過年度は経営体が3事業体と説明あったと思うんですが、それが1事業体、1経営体に減ったということで、その経緯をお伺いします。

○田村委員長 執行部。

○田中担い手支援係長 こちらは国庫補助になりますが、要望調査を実施しまして2経営体から要望がありました。今回、令和3年度で実施したものは1経営体で、もう1経営体につきましては、新型コロナウイルス感染症の関係で農業用機材の納入に遅れが生じまして、1件は繰越しで今年度実施しているところです。なので、実際は2経営体からやりたいという御要望があって実施しているところです。

以上です。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 御説明いただきました。

その中で、では、コロナの絡みで機械の部品か何か足りなくて多分そのものができなくて、後の年度というか、その後に送ったということで、実際は2事業体が実施したということの認識でよろしいでしょうか。

○田村委員長 執行部。

○田中担い手支援係長 おっしゃるとおり、2経営体から要望がありまして、交付決定は受けております。

○益子副委員長 了解いたしました。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

眞壁委員。

○眞壁委員 204ページになりますが、農業後継者育成事業、今回新規事業ということでありました。2経営体に補助金を出したということですが、この2営業体の業種的というか、農業なんでしょうけれども、その辺のほうを教えてください。

○田村委員長 執行部。

○松本農務畜産課長 今、どういった農業形態かにつきましては、ちょっと資料を確認させていただいております。今回のその経営継承発展支援事業につきましては、先ほど御説明させていただきました地域の中心経営体となるようないわゆる担い手となるような農家さんですね、そういった農家さんが次の世代の後継者の方に事業を継承するような場合に継承後の経営計画を策定いただきまして、それが認定された場合に100万円を上限に補助をするというようなものでございます。上限は100万円で、国が2分の1、市が2分の1というような形になっております。

少々今確認をしております。

○田村委員長 執行部。

○松本農務畜産課長 大変申し訳ありません。ちょっと資料の確認が時間を頂戴するようになりますので、後ほど御報告させていただきたいと思えます。

○田村委員長 分かりました。

その他質疑はございますか。

齊藤委員。

○齊藤委員 203ページの下段ですね、思い出のふ

るさとごはんの事業費なんですけれども、令和2年度決算費に比べてかなり減少しているんですけども、理由を教えてください。

○田村委員長 執行部。

○青木農業振興係長 思い出のふるさとごはんの事業費の減の理由ですけれども、令和2年度まではお米の量を1kgのお米を5袋お配りしていたところなんですけれども、令和3年度につきましては、2合パックということで、300gのパックを6袋ということで、少し量のほうを減らして配布したというところ、お米代の分が安くなっているというか、減少しているというところが理由となっております。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 ちなみにどれだけ発送したのかはわかりますか。令和2年も分かればいいな、大変ですけども。

○田村委員長 執行部。

○青木農業振興係長 すみません、どのくらい発送したのかというところなんですけれども、令和3年度につきましては、1,107人になっております。

令和2年度の数字なんですけれども、ちょっと手持ちがなくてパーセンテージで示させていたいただきたいんですけども、令和3年度につきましては、対象者が1,233人中1,107人というところで、89.8%の方に配布をしてございます。令和2年度のパーセンテージにつきましては、83.7%となっております。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、今さらなんですけれども、その上の段にある学校農園開設の件なんですけれども、学校農園のその開設は何となく分かるんですけども、この下に書いてある学校別配当決算、これちょっと説明してもらっていいですか。

○田村委員長 執行部。

○青木農業振興係長 こちらの学校農園の配当についてなんですけれども、まず予算につきましては農務畜産課のほうで一括予算要求をしてございます。そして、学校農園ですね、全ての学校で現在は実施しているところではないんですけども、毎年度要望を取りまして、学校農園を実施する学校に対して上限1校11万円というところで、学校さんのほうに予算を配当しまして、その中で学校のほうで種代であったり、報償費とかその辺は学校のほうで考えて使用していただいているというところで、こちらが学校ごとの決算となっております。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 報償費というのは例えば稲作の田植えとかで呼ぶ方への講師の謝礼みたいな解釈でいいんですか。

○田村委員長 執行部。

○青木農業振興係長 委員おっしゃるとおりですね、農家さんにいろいろ田んぼですと管理とかもありますので、その辺を含めたりとか、あとは児童が田植えするときの指導とかのお願いというところの報償費となっております。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。
執行部。

○松本農務畜産課長 すみません、先ほどの眞壁委員から御質問がありました農業後継者育成事業の対象となった農家さんの農業経営の形態ですね、そちらのほう確認がとれましたので、もしよろしければ答弁させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○田村委員長 執行部。

○田中担い手支援係長 204ページの経営継承・発展支援事業の経営体の営農類型なんですけど、1件が酪農です。もう1件が施設野菜を栽培されている農家さんになります。

以上です。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 令和3年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

農務畜産課所管の審査事項は以上となります。ここで暫時休憩とします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○田村委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎農林整備課の審査

○田村委員長 これより農林整備課の審査に入ります。

農林整備課の皆さん、お疲れさまです。

◇

◎議案第74号の説明、質疑、討論、採決

○田村委員長 農林整備課については、建設経済常任委員会に対する付託案件がありませんので、ここで建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

議案第74号 令和4年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。執行部。

○君島農林整備課長 （議案第74号について説明。）

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 先ほど説明があった最後のところですね、蜂アレルギー災害未然防止対策ということで、これは何か対象があつてこういうことをという数量的な算出の根拠的なものがちょっと分からないんですけれども、その説明をお願いいたします。

○田村委員長 執行部。

○和田林務係長 当初林業に関わる5団体、林業事業体5団体で令和2年度、令和3年度の実績が手を挙げる人数が1団体2人もしくは1人という状

況が続いておりました。今年度なんですけれども、申込みが非常に多かったため、要綱で1団体6万円まで補助をしますと決まっています、その申込みが多かったものですから増額補正を計上いたしました。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、そうすると増えて5団体中1団体6万円にしたということは、当初が幾らで結局6万円の24だと4団体増えたというか、そういう計算なんですか。

○田村委員長 執行部。

○和田林務係長 当初は1団体2人と見込んで6万円を計上していました。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 続きまして、その上のほうなんですけれども、森林の林業の普及啓発ということで200万円あると思うんですけれども、こちらは対象をどこに置いているのか等々をお聞かせください。

○田村委員長 執行部。

○和田林務係長 森林環境譲与税を活用した事業、主に森林整備とか、人材育成のために事業主体者に上限100万円まで補助金を交付しますという要綱を定めておまして、年度初め3団体を予定しておりましたが、申込みが2団体増えそうだったので、1団体の上限の100万円掛ける2団体分の補正を計上しました。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませ

んか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第74号 令和4年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第74号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、討論、採決

○田村委員長 続きまして、予算常任委員会（第三分科会）を決算審査特別委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

認定第1号 令和3年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

なお、説明に当たっては、金額に大きく変更があった項目や新規事業を中心に説明してください。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

執行部。

○君島農林整備課長 （認定第1号について説明。）

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

室井委員。

○室井委員 すみません、有害鳥獣対策費（6001事業）の中で……。

○田村委員長 何ページですか。

○室井委員 ごめんなさい、216です。この中で昨年度と比べてイノシシの捕獲量がかなり激減したと思うんですが、これには何か理由があるのかお伺いいたします。

○田村委員長 執行部。

○君島農林整備課長 これにつきましては、豚熱の影響があるのではないかというふうな見方をしているところがございます。

○田村委員長 室井委員。

○室井委員 それは、今までどおり捕獲をやっているけれども、少なくなっているのか、捕獲をする数がわなというんですか、あれが少なくなったという形なんでしょうか。どちらなんでしょうか。

○田村委員長 執行部。

○君島農林整備課長 わなにつきましては例年より多くかけているというか、設置しておりますが、実際その捕獲されるイノシシが少なくなっているということがございます。

○室井委員 了解いたしました。ありがとうございます。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

齊藤委員。

○齊藤委員 今のところなんですけれども、鳥のほう、鳥類のほうですね、こちら捕獲するときの範疇、山の林の中のみの数なんですか。

○田村委員長 執行部。

○君島農林整備課長 これにつきましては、鉄砲を使用して駆除しているんですが、鉄砲の撃てる範囲というのが民家から結構離れたところでやるような形になりますので、山の中とプラスその畑とかそういうところで捕獲されたものの数になって

おります。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 というとまちなかのほうではそんな銃なんか使えませんので、捕獲のわなも使えないということは、駆除はせずにこういうところには載ってないということの解釈でいいんですね。

○田村委員長 執行部。

○君島農林整備課長 5月に一斉駆除をやっておりますが、これにつきましては民家から離れた畑とか中心に猟友会さんが巡回しまして、鉄砲が撃てる所につきましては鉄砲を撃って有害鳥獣ということをしているような状態でございます。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。堤委員。

○堤委員 同じ216ページ、元気な森づくり事業費（30事業）ですが、この里山林管理ということで、内容的にはこれ野生獣被害軽減里山林ということで合計6か所計上されております。この里山のどのような内容をやっておられるところに委託をしているのかという内容とそれからこの6か所にどういう地域なのかをお伺いしたいと思います。

○田村委員長 執行部。

○君島農林整備課長 まず作業についてなんです、森林関係の下草刈りをするという作業になっております。

あと場所なんです、6か所ということですが、まず藁沼地域とか、あとは遅野沢地区、あと金沢・和田山地区、西岩崎地区、鳴内地区の6か所になっています。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 里山管理いろいろ気候変動の関係もございますけれども、里山管理非常に重要な要素があるかと思いますが、この決算が減額になった理由を併せてお聞きしたいと思います。

○田村委員長 執行部。

○和田林務係長 この元気な森づくり事業は、5年間の事業期間がありまして、令和3年度は4か年目でございます、やる場所が減ったというところでございます。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 減ったということなんですけれども、これは地勢に任せているのか、何か広報して周知が不足したのか、何かそういう要因がありますでしょうか。

○田村委員長 執行部。

○和田林務係長 細かく説明しますと、平成30年度から令和4年度にかけて和田山地区、金沢地区、鳴内地区等を里山林整備、林と田畑との緩衝帯、間の部分を環境整備することによって有害鳥獣を農作物に寄せつけないという目的で行っておりまして、そういった平成30年度から約2haずつ6地区徐々に整備が完了しておりまして、使う金額、委託する金額も減っているという状況でございます。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 了解いたしました。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。
副委員長。

○益子委員 御説明ありがとうございました。

216ページ、松くい虫防除費（50事業）についてお伺いをいたします。

先ほど課長の説明の中で526本の樹幹のほうに薬剤を注入したというようなお話しあったと思うんですが、この事業の内容をお伺いをいたします。

○田村委員長 執行部。

○和田林務係長 事業の内容、目的ですが、やはり松くい虫による被害の拡散防止のために人が多く集まる栃木県が指定する高度公益機能森林と市が指定する地区保全森林を対象に松くい虫の防除の

薬剤を注入しております。

令和3年度ですが、526本の内訳ですが、いきいきふれあいセンター24本、鳥野目河川公園44本、烏ヶ森公園335本、黒磯の成功山123本を注入いたしました。

○田村委員長 副委員長。

○益子委員 ありがとうございます。お答えいただきました。それぞれの場所も確認したんですが、県と市のほうで有用だということだと思うんですが、その中で全体が526本なのか、それともこれ以外順次計画をしていたものの中からよりすぐってこの526本なのか、その526本というのに対してのどうした経緯でこの526本だったのか、その辺ちょっと詳しくお願いいたします。

○田村委員長 執行部。

○和田林務係長 対象となる松の木は、市内に約3,700本ございまして、平成25年度から3,700本、箇所というと49か所、小学校や中学校、公共の施設を対象に計画立てて薬剤の注入を行う予定で動いております。

○田村委員長 副委員長。

○益子委員 御説明いただきました。そうするとその計画を立てた中で順次やっているということで、その点は了解いたしました。

そうすると、この薬剤を防除している時間帯によると、市民の方々などがちょっと影響するかどうか、どのようなタイミングで時間帯など注入して薬剤を管理しているのか、その辺ちょっとお伺いできればと思います。

○田村委員長 執行部。

○和田林務係長 地域住民という観点ではないんですけれども、薬の効き目、効用を考慮して、松くい虫が発生する時期、5月下旬から7月中旬となっておりますので、注入するのは薬剤が枝先まで届く3か月程度を見越して12月上旬あたりが最適

ということで、注入委託を行っております。

○益子委員 了解いたしました。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは議員からの意見はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

認定第1号 令和3年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

農林整備課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前11時43分

再開 午後 1時00分

○田村委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎商工観光課の審査

○田村委員長 ただいまから商工観光課の審査に入ります。商工観光課の皆さんお疲れさまです。

◇

◎議案第73号の説明、質疑、討論、採決

○田村委員長 それでは、議案第73号 財産の処分についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

執行部。

○波多腰商工観光課長 （議案第73号について説明。）

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

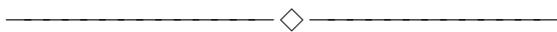
議案第73号 財産の処分については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第73号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。



◎議案第65号の説明、質疑、討論、採決

○田村委員長 次に、建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

議案第65号 令和4年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

執行部。

○波多腰商工観光課長 （議案第65号について説明。）

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

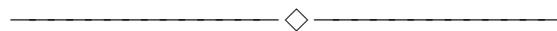
議案第65号 令和4年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第65号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、予算常任委員会（第三分科会）を決算審査特別委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。



◎認定第1号の説明、質疑、討論、採決

○田村委員長 認定第1号 令和3年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

なお、説明に当たっては、金額に大きく変更があった項目や新規事業を中心に説明してください。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

執行部。

○波多腰商工観光課長 (認定第1号について説明。)

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございますか。

堤委員。

○堤委員 228ページ、歳出の2項2目観光振興費、10事業の中の委託料で、シェアサイクル実証実験528万9,020円という支出がございますが、シェアサイクル実証実験の結果と評価をお伺いしたいと思います。

○田村委員長 執行部。

○波多腰商工観光課長 シェアサイクル実証実験の結果のところなんですけれども、シェアサイクルにつきましては、令和2年度の途中からこの実証事業を実施しています。

令和2年度につきましては、サイクルポート、自転車置く場所ですね、サイクルポートにつきまして3か所、黒磯駅の西口、それから道の駅「明治の森・黒磯」、西那須野駅西口ふれあいスペース、この3か所にサイクルポートを設置して、令和2年度の際には利用料を無料ということで、稼働台数は9台の稼働台数で実施をしております。

それから、令和3年度につきましては、令和3年4月1日から12月31日までの期間で、このサイクルポートにつきましては2か所、黒磯駅の西口と道の駅「明治の森・黒磯」……、ごめんなさい、違いますね、チャウスです。令和3年度について

は黒磯地区のみで、黒磯駅の西口広場とチャウスの2か所にサイクルポートを設置して、令和3年度につきましては有料で実施しております。利用料につきましては、30分100円、1日最大1,000円ということで、稼働の台数としては15台を用意して、実証実験を実施しております。

令和2年度につきましても、令和2年度の無料の期間についての稼働につきましては、利用人数が全体で431人、延べ利用回数につきましては615回になります。稼働率にしますと、合計で1日1台当たり0.29回の稼働になっておりました。

それから、令和3年度、有料化してからの稼働につきましては、延べ利用人数につきましては326人、利用回数につきましては370回となっております。稼働率にしますと、1日1台当たり0.09回の稼働となっております。

2年間、実証実験を実施したところですけども、実際は、この二次交通の手段としての結果は満足のいく内容ではなかったということで、またこの費用対効果の面からも、このままの事業内容では効果が求められないというところで、結果としてはあまりうまくいかなかったのかなというように考えておまして、今後につきましては、この同内容の事業につきましては、実施する考えは現在のところありません。

以上です。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 利用状況、今、御報告いただきましたけれども、あまり利用については芳しくなかったということなんですけれども、利用者の方から、どういう目的で利用したとか、あるいはどういう地域で利用したとか、そういうのは把握しておられるでしょうか。

○田村委員長 執行部。

○波多腰商工観光課長 利用につきましては、位置

情報等からの推測というところになりますけれども、利用は市外へ移動していたりというような内容になっておりまして、地域の人が要は買物とか、そういったことに利用しているのではないかと、いうふうに想定される内容が主なものでした。こちらが当初想定していた観光地の周遊というような利用にはどうもつながっていないのではないかと、いうような結果と捉えております。

○堤委員 了解しました。

○田村委員長 そのほかに質疑はございますか。
副委員長。

○益子副委員長 御説明いただきました。

221ページ、1項2目商工振興費、商工振興費、10事業についてお伺いをいたします。その中で、交付金、事業継続支援の部分の説明の中で、がんばる飲食店等応援ということで、496件ということで説明がありましたが、どのような事業者が利用されたのか、分かる範囲で結構ですでお伺いをいたします。

○田村委員長 執行部。

○瀧課長補佐 がんばる飲食店の応援事業の、どのような飲食店がというところなんですけれども、まずこれはコロナで夜の営業とか、あとお酒を出しているところが大きく影響を受けたというところで、その支給対象もそういったお店のほうが多かったになっています。

ですので、市内全体の洋食、和食、いろいろありますけれども、夜8時以降まで営業していて、かつお酒のほうを出していた飲食店がこちらの補助対象になっています。

以上です。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 御説明いただいた中で、この対象の商店、事業者さんがそれぞれ申請したということだと思っておりますが、この496件ということで額

にして2,400万円近く使っている中で、この事業者それぞれ大体どのぐらいの額、その事業内容にもよって申請の金額が変わってくるんだと思うんですが、1件当たり平均大体どのぐらいのその申請の金額になるのでしょうか。

○田村委員長 執行部。

○瀧課長補佐 こちらは、1事業者5万円ということとで定額でお出ししておりますので、5万円で掛ける496件ということでこちらの金額になります。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 5万円ということで、定額ということで、この事業者さん、利用された方、いろいろな声が上がっているかと思うんですが、一部で結構ですので、例えばこのことがあったことで助かったとか、ちょっともうちょっと足りなかったとか、そういった利用者の声というようなものを把握されているのでしょうか。

○田村委員長 執行部。

○瀧課長補佐 まず、こちら県の時短協力金というのがベースにございまして、これはその営業時間、期間に対して、あとそのお店ごとの売上げ、それに応じたものでそれぞれの飲食店に出ています。大体100万超えたり超えなかったり、飲食店それぞればらつきがあると思うんですけれども、それに対して市としては一律5万円の支給というところですので、市の補助金に対する声というのは特にはないんですけれども、ただ申請のときにいらっしやった飲食店なんかは、こういったお金、もらえるものはあると助かるという声は申請のときにいただいたことはあります。

以上です。

○田村委員長 そのほかに質疑はございますか。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 今と同じページのプレミアム付商品券、これ多分2弾、3弾とあったと思うんですけれど

も、当初予定していたものの発行数に対してどれだけ実績があったか、数字が分かれば教えてください。

○田村委員長 執行部。

○瀧課長補佐 プレミアム商品券なんですけれども、こちらは換金率で把握しているんですけれども、こちらは発行されたものが10万冊なんですけれども、換金に対しても99%を超えているので、ほぼ換金のほうは100%に近いところで進んでいるところですよ。

以上です。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 何でしたっけ、往復はがきでやったほうでしたっけ、これ。2回目、ちょっと最初売れ行きが悪くて大変だったほうでしたっけ、この令和3年というのは。

○田村委員長 執行部。

○波多腰商工観光課長 恐らく先ほどお話があったのは、一度発行した際に全て売り切れなくて2回目をやったというところのお話になるかと思うんですけれども、この市政報告書のその内容につきましては、その両方を合わせた金額となっております。先ほどお話があったとおり1回目では全て売り切れなくて、残ったものについて2回目の募集をかけたという経過がございます。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 99%ということですから、出した分、10万冊は全部ほぼ使ったという解釈でよろしいですね。分かりました。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

室井委員。

○室井委員 お忙しいところすみません。

ちょっとページ数が分からなくなっちゃったんですが、先ほどPRのところでは旅色の件についてお聞きしたいんですが。何ページだったでしょう

か。ごめんなさい。

〔「229」と言う人あり〕

○室井委員 229ですか、すみません、失礼しました。

これは、年間契約とかなのか、その掲載の期間みたいなのは期限があるんですか、お聞きします。

○田村委員長 執行部。

○波多腰商工観光課長 掲載の期間はございます。

申し訳ございませんが、現在手持ちの資料ではいつまでというものが、申し訳ないですが持ち合わせていないのですが、掲載の期間は、期限はございます。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

副委員長。

○益子副委員長 申し訳ありません、もう1点ちょっと伺いたいものがございます。

7款商工費になります。225ページ、こちらの中の企業誘致事業費、10事業になります。その中で、説明の中で産業用地適地基礎調査というものがありませんが、内容をお伺いいたします。

○田村委員長 執行部。

○上野企業立地係長 御質問にありました産業用地適地基礎調査につきましては、令和2年度、令和3年度と連続して産業用地の適地の調査を行ったところがございます。令和2年度に行った調査の補完調査という形で、産業用地の適地調査を今回、令和3年度で行ってございます。

こちらにつきましては、法律上、産業団地を造成するに当たっての法律上の要件ですとか、主要な排水先の要件ですとか、そういったもので検証を行ったというような事業でございます。

以上です。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 事業の内容を御説明いただきました。

その中で、法律にのっとったものだと思うんですが、この回数は1回だったのか、それとも複数回、先ほどの説明の中で前年の補完するものというような内容があったと思うんですが、その回数など分かりましたらお願いいたします。

○田村委員長 執行部。

○上野企業立地係長 こちらにつきましては、契約期間、昨年8月から今年になりまして1月の末までの委託期間で、複数箇所の候補地を検証させていただいた事業になってございます。

以上です。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 ありがとうございます。その点は了解いたしました。

同じところの補助金についてお伺いいたします。御説明の中のもので、企業立地の促進奨励金4件、また貸付型の、賃貸借型ですね、企業立地の奨励金ということで御説明あったと思うんですが、この違いと利用されたところの事業所さん、分かる範囲で結構ですので、どのようなところが利用されたのかお聞きいたします。

○田村委員長 執行部。

○上野企業立地係長 企業立地促進奨励金と賃貸借型企業立地奨励金の違いでございますけれども、賃貸借型につきましては土地、底地ですね、土地や建物を賃借して企業が事業を行う場合の契約に対しての家賃補助という形になってございます。月10万円上限で24か月までですので、12か月を2回お支払いするようなイメージになるかと思えます。

こちら、賃貸借型につきましては、関連会社が用地を持ってしまして、建物も持ってしまして、そちらを賃借して事業を行うというような申請があったものに対しての奨励金の支払いということになってございます。

以上です。

○益子副委員長 了解いたしました。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。
松田委員。

○松田委員 228ページ、観光振興費、10事業、負担金・補助及び交付金なんですけれども、一番下の本物の出会い栃木観光プロモーション協議会420万、主にこの内容をお願いいたします。

○田村委員長 執行部。

○波多腰商工観光課長 この本物の出会い栃木観光プロモーション協議会につきましては、まず栃木県、それから県内の全市町村が参加している組織になります。

こちら、それぞれ観光入り込み客数や宿泊者数、それから入湯税の額とかいろいろな要因を基にこの負担金が定められておりますけれども、事業の主な内容としましてはやはり観光プロモーションということで、高速道路のサービスエリアとか県内の主要な駅等に置く観光パンフレットの作成等や、それから首都圏での観光プロモーションイベント等の事業が主な内容となっております。

○田村委員長 松田委員。

○松田委員 じゃ、その上、那須地区総合観光案内所運営委員会の内容をお願いいたします。

○田村委員長 内容でいいですか。
執行部。

○波多腰商工観光課長 那須高原案内所運営委員会188万の内容になりますけれども、こちらについては……

○田村委員長 そこではないかな。

○波多腰商工観光課長 406万8,000円ですね、こちらですね。失礼いたしました、那須地区総合観光案内所運営委員会のほうになります。

こちらにつきましては、那須塩原駅構内の案内所の運営委員会への負担金ということになります。

て、那須塩原駅構内にあります案内所、こちらの運営に充てられるものになっております。

○田村委員長 よろしいでしょうか。

松田委員。

○松田委員 先ほどのそのプロモーション協議会とこの委員会なんですけれども、那須地区総合観光案内運営委員会のほうは、これは主にパンフレット作成だけで年間400万円をかけている。

○田村委員長 執行部。

○波多腰商工観光課長 こちら、駅構内にある案内所の運営の費用になっておりますので、人件費等も含まれる内容になっております。

○田村委員長 よろしいでしょうか。

松田委員。

○松田委員 先ほど、昨年度よりも上がっていた那須高原案内所運営委員会は、またこれは別組織なんですよね。ここでは、また案内関係とかパンフレット等もつくっているんですか。

○田村委員長 執行部。

○波多腰商工観光課長 おっしゃるとおり、那須高原案内所運営委員会は、先ほどのものとは別組織になりまして、こちらにつきましては、先ほどもともと黒磯駅構内にあった案内所をみるるに移しましたけれども、そちらと、それから那須ガーデンアウトレット内、こちらの案内所、この2か所について所管しているもの、那須高原案内所運営委員会につきましてはこの2か所を所管しているものになります。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、行った来たで。

先ほど副委員長が聞いていたページなんですけれども、225ページの委託料の部分、サテライトオフィス誘致促進PRパンフレット作成、こちら発行部数と発行場所、そして実績として効果が上

がったのかも含めてお伺いしたいと思います。

○田村委員長 執行部。

○上野企業立地係長 サテライトオフィス誘致促進PRパンフレットにつきましては、昨年7月から8月の間に作成をさせていただきました。A4の両面刷りで、片面にサテライトオフィス、私どもで持っていますお試しサテライトオフィス、観光振興センター、関谷にございます観光振興センター内にあるそちらのお試しサテライトオフィスのPR。

もう片面が、補助金にございますオフィス整備費補助金、こちらのPR用のパンフレットとして両面刷りでそれぞれ別なものをPRできるように一部でつくらせていただいております。

冊数については、先ほど申しましたように1,000部印刷をさせていただきました、現段階で手持ちがもうすぐ150ぐらいですか、なってきましたので、今年度も増刷、また中身の変更をかけながら作成していきたいと考えてございます。

以上です。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 実際それで観光センターのほうに訪れた人数というか、そちらのほうの効果、チラシの効果として実績があったのかも教えてください。

○田村委員長 執行部。

○上野企業立地係長 お試しサテライトのほうのチラシの部分を御覧になって、お試しサテライトをお使いになったというのが1件ございました。それ以外は、インターネットで検索をして、栃木県のホームページでしたりとか、そこから私どもの那須塩原市のホームページに飛んで内容を確認したというような状況でございます。

以上です。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 そうすると、初めて試してみたという

ことと、場所が1つしかないというところで結構大変だったと思うんですけども、何となくその1年で見えた課題というのはどうですか。

○田村委員長 執行部。

○上野企業立地係長 今回、紙で印刷をして1,000部というところで、例えば県と一緒にセミナーや展示会なんかで配布をさせていただいたんですけども、思ったほど反響がないというのは正直なところかなと思います。

ただ、PDFにしてホームページでも掲載していきまして、そちらはお問合せをたくさんいただいていますので、実際に利用はいただけていませんけれども、お問合せをいただいているということで、紙よりはデータのほうが今は見られるケースが多いのかなというような所感を持っております。

以上です。

○齊藤委員 ありがとうございます。

以上です。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

認定第1号 令和3年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

—————◇—————

◎認定第7号の説明、質疑、討論、

採決

○田村委員長 続きまして、認定第7号 令和3年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

なお、説明に当たっては、金額に大きく変更があった場合や新規事業を中心に説明してください。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

執行部。

○波多腰商工観光課長 (認定第7号について説明。)

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありますか。

齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、公債費のところなんですけれども、先ほどの補正のときにも出ていましたけれども、こちらの団地は売れたときにそのまま償還して返すという話を自分も前から聞いていたと思うんですけども、それによって年間返すよりは多少負担があったとしても、会計上すつき

りするという解釈でやっているということによかったんですね。確認になっちゃうんですけども。

○田村委員長 執行部。

○波多腰商工観光課長 おっしゃるとおり、売却の収入があるたびに繰上償還をしていくということで、この特別会計のほうをなるべく早く清算できるようにというところと、それから当然繰上償還しますので、返済する利子を減らすことができますので、そこが一番大きいものになると考えております。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 そうすると、先ほどあった財産の処分があって、この4区画に関しては全て清算が終わったという解釈でよろしいですか。

○田村委員長 執行部。

○波多腰商工観光課長 こちらの令和3年度に売却をいたしました4区画につきましては、全て売却収入がございますので、全て清算しているということになります。

○田村委員長 そのほかに質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

認定第7号 令和3年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第7号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

商工観光課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時20分

○田村委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇

◎農業委員会事務局の審査

○田村委員長 ただいまから、農業委員会事務局の審査に入ります。

農業委員会事務局の皆さん、お疲れさまです。

初めに、農業委員会事務局長から御挨拶をお願いします。

○相馬農業委員会事務局長 (挨拶。)

○田村委員長 ありがとうございます。

農業委員会事務局については、建設経済常任委員会に対する付託案件がありませんので、ここで

建設経済常任委員会を決算審査特別委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

◇

◎認定第1号の説明、質疑、討論、
採決

○田村委員長 認定第1号 令和3年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

なお、説明に当たっては、金額に大きく変更があった項目や新規事業を中心に説明してください。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

事務局長。

○相馬農業委員会事務局長 （認定第1号について説明。）

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

副委員長。

○益子副委員長 御説明いただきました。

先ほど局長のほうから説明ありました6款農林水産業費の部分、1項1目農業委員会費、農業委員会運営費10事業についてお伺いをいたします。

歳入の部分でも局長が触れられておりましたが、令和2年度はコロナの影響で減少していたが、令和3年度においては延べ日数で512日の増ということで活動が再開、皆様の苦労もあったと思うんですが、そういった中で増えたということだったんですが、特段その申請、農業委員会ということであると農地の転用であるとかそういった申請の部分でされているわけですが、その日数も延べ日数で活動が増えたということで、特段活動のほうにも支障がなかったというような認識でよろしいでしょうか。

○田村委員長 執行部。

○相馬農業委員会事務局長 そうですね、現地調査、以前、今年度になってからは委員4人に事務局がついて、あと現地担当の調査委員がつくわけですが、昨年については、コロナ感染症を配慮して、時期的にはちょっと忘れましたが、現地調査は現地調査だけ、委員は委員だけということで、その接触とか人数を若干控えるような活動ということで対応したことはございます。

今年度に入りましてから、5月からだったかな、については従来のような形で現地で、現地の調査委員も調査、こちら事務局も一緒に行くという調査へも、現地で一緒に集合して現地を確認するというような対応になってございます。

以上です。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 現地調査の説明が今、局長からされたわけでございますが、そうしますと従来どおりの運営がされているというような確認が取れましたが、そうすると申請においては、今まで苦労されていて、オンラインとかそれぞれ現地は現地、総会は総会ということで申請をされていたと思うんですが、一般の市民の方、その申請者については、今まで令和2年度から減ったとか増えたとか、そういった増減についてはいかがでしょうか。

○田村委員長 執行部。

○相馬農業委員会事務局長 この市政報告書の一覧表の中にも、届出件数と面積とございますけれども、令和2年度と令和3年度は届出件数はほとんど変わってございません。面積は若干減っている状況ですけれども、開発や、あるいは宅地を、住宅を造るという場合には、営業のほうと、あとは土地を利用する方との中でのコロナの対応というのはどういうふうか分かりませんが、申請だけの中で見れば、件数の中で見れば変わっていないような状況でございます。

以上です。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 件数は変わっていないということで、そこは安堵いたしました。

先ほど、冒頭私が申し上げた中でも、現地調査のほうは従来どおりということで戻ってきつつあるということも確認取れたんですが、恐らく月に25日のときに農業委員会の皆さんで総会をしていると思うんですが、その総会時の対応は、令和2年度から3年において変更があったのかお伺いをいたします。

○田村委員長 執行部。

○佐藤農地係長 総会につきましては、令和2年度は一時期出席する委員の方の数を制限して実施していたんですけれども、令和3年度については基本的に通常どおり全員参加で実施できていました。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 令和2年度から3年度にかけては戻りつつあるということで、我々の議会のほうも分散してやっていたんですが、農業委員会さんもそのように対応されて、していたということで確認、了解いたしました。

では、次のページなんですけど、198ページ、1項1目農業委員会費の部分で、農業者年金事業費、20事業についてお伺いをいたします。

その中で、報償費の部分で、農業者年金加入推進活動の謝礼ということであると思うんですが、こちらのほうはコロナの対応とか、令和3年度変わった点はあったのでしょうか、お伺いをいたします。

○田村委員長 執行部。

○戸山局長補佐 推進活動に対しましては、14名の方にお礼を出ささせていただいてまして、前年度と件数的にはそんなには変わっておりません。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 件数的には変わっていないということでしたが、この農業委員会の、伺ってまいりたいんですが、農業者年金の事業費の部分、20事業の中の上の表があると思うんですが、この比較の中で令和2年度と3年度の決算でマイナスの部分がありますが、このマイナスの要因をお伺いいたします。

○田村委員長 執行部。

○戸山局長補佐 事業の中で、印刷製本費が減になっておりまして、これは令和2年度は改選があった、こちらの改選版の農業委員会だよりを1回多く発行しておりまして、令和2年度は年間で3回発行しております。3年度は通常の2回発行となりまして、そちらの回数の違いで金額が変わっております。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 今、説明の中で回数が違ったということだったんですが、回数が違った経緯をお伺いいたします。

○田村委員長 執行部。

○戸山局長補佐 令和2年度版の委員会だよりなんですけど、こちらのほうは委員の改選がありましたので、そちらのお知らせを1号増やして発行しております。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 改選があったということで、その点了解いたしました。

特段その中で、コロナの対応で別に増えたとか、そういった記事があったとか、そういったことはなかったのでしょうか。

○田村委員長 執行部。

○戸山局長補佐 コロナに関しては、部数とかの増減はございませんでした。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 なぜ伺ったかというのと、やはりコ

ロナの中で事業がなかなか思うようにいかなかったということで、それらのお知らせですとか、そういう対応について何か書かれているのかと思って伺った次第でございます。

そのほか、ちょっと伺ってまいりたいんですが、その下の農地集積の集約化対策事業について伺いたいんですが、こちらの活動の内容、変更等はあったのかお伺いいたします。

○田村委員長 執行部。

○戸山局長補佐 令和2年度は、コロナの影響で、全く活動がなかったわけではないんですが、集積・集約化活動の消耗品を使うほどの活動はなかった状況で、ゼロ円となっております、令和3年度におきましては利用状況調査などを行いまして、そちらの消耗品などを購入いたしまして執行いたしました。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、歳入の部分で、先ほど1,426万6,000円の県の補助金と書いてあったんですけど、これは県の補助率というのは幾ら、何%ですか。

○田村委員長 執行部。

○戸山局長補佐 こちらは、補助率というものがなく、農業委員会の交付金などは職員給与費に充てるものになりまして、申請の段階で実質必要な額を申請するというような形で、率というものは特にございませぬ。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、じゃ、補助率じゃないということで理解しました。

もう一つ、農地法の3条、4条、5条の許可実績なんですけれども、年々に、昨年と比べて同じ件数のところと増減があるんですが、主にどんな地域で行われたか、ざっくり分かれば教えてください。

さい。

○田村委員長 執行部。

○佐藤農地係長 令和2年度と比較しますと、地区で見ますと黒磯地区、塩原地区が増加しております、西那須野地区、箒根地区が減という状況でした。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、何というのかな、その農村地帯での転用とかいろいろあると思うんですけども、場所的にはどんな場所が多かったのかなと、主に。お聞きしたいんですけども。

○田村委員長 執行部。

○佐藤農地係長 地区的には、黒磯地区、西那須野地区などのまちの中での転用が多く、黒磯地区が全体の約50%、西那須野地区が40%の比率となっております。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終結

し、これより採決いたします。

認定第1号 令和3年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

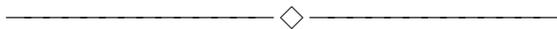
農業委員会事務局所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 2時46分

○田村委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。



◎散会の宣告

○田村委員長 本日の審査事項は以上で終了となります。

委員から何かございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 事務局から何かありますか。

事務局。

○室井書記 (事務連絡。)

○田村委員長 以上で本日の委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時47分

建設経済常任委員会／予算常任委員会及び決算審査特別委員会（第三分科会）

令和4年9月14日（水曜日）午前10時開会

出席委員（8名）

| | | | |
|-----|------|------|------|
| 委員長 | 田村正宏 | 副委員長 | 益子丈弘 |
| 委員 | 堤正明 | 委員 | 室井孝幸 |
| 委員 | 齊藤誠之 | 委員 | 平山武 |
| 委員 | 松田寛人 | 委員 | 眞壁俊郎 |

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

| | | | |
|----------------|--------|-----------------|-------|
| 市民生活部長 | 磯真 | 環境課長 | 亀田康博 |
| 環境課長補佐 | 伊藤隆 | 環境保全係長 | 中山和成 |
| 環境衛生係長 | 梅田千尋 | 廃棄物対策課長 | 大野薫 |
| 廃棄物対策課長補佐兼施設係長 | 福田真二 | 一般廃棄物対策係長 | 伊藤靖 |
| 産業廃棄物対策係長 | 豊田幸太郎 | 生活課長兼消費生活センター所長 | 鈴木正宏 |
| 生活課長補佐兼交通対策係長 | 佐々木玲男奈 | くらし安全安心係長 | 辰田英子 |
| 市民課長 | 高塩浩幸 | 市民課長補佐兼戸籍係長 | 高橋美由紀 |
| 気候変動対策局長 | 黄木伸一 | 気候変動対策課長 | 相樂尚志 |
| 気候変動対策課長補佐 | 吉田和則 | 気候変動対策課主査（係長級） | 向井崇 |
| 気候変動対策課主査 | 国井悟 | | |

出席議会事務局職員

書記 室井理恵

議事日程

1. 開 議

2. 審査事項

[市民生活部]

- ・市民生活部長挨拶

[環境課]

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第 6 4 号 令和 4 年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算（第 1 号）

決算審査特別委員会（第三分科会）

- ・認定第 1 号 令和 3 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第 6 号 令和 3 年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について

[廃棄物対策課]

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第 7 4 号 令和 4 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 5 号）

決算審査特別委員会（第三分科会）

- ・認定第 1 号 令和 3 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[生活課]

- ・議案第 6 6 号 那須塩原市犯罪被害者等支援条例の制定について

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第 7 4 号 令和 4 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 5 号）

決算審査特別委員会（第三分科会）

- ・認定第 1 号 令和 3 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[市民課]

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第 7 4 号 令和 4 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 5 号）

決算審査特別委員会（第三分科会）

- ・認定第 1 号 令和 3 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[気候変動対策局]

- ・気候変動対策局長挨拶

[気候変動対策課]

決算審査特別委員会（第三分科会）

- ・認定第 1 号 令和 3 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

3. その他

4. 閉 会

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○田村委員長 皆さん、おはようございます。

散会前に引き続き建設経済常任委員会を再開いたします。

ただいまの出席委員は7名でございます。

齊藤委員より本日遅刻する旨の届出がありました。

—————◇—————

◎市民生活部の審査

○田村委員長 これより市民生活部の審査に入ります。

初めに、市民生活部長から御挨拶をお願いします。

○磯市民生活部長 (挨拶。)

○田村委員長 ありがとうございます。

—————◇—————

◎環境課の審査

○田村委員長 ただいまから環境課の審査に入ります。

環境課の皆さん、お疲れさまです。環境課については、建設経済常任委員会に対する付託案件がありませんので、建設経済常任委員会を予算常任委員会(第三分科会)に切り替えて審査を行います。

—————◇—————

◎議案第64号の説明、質疑、討論、採決

○田村委員長 議案第64号 令和4年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算(第1号)を議題いたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○亀田環境課長 (議案第64号について説明。)

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑は大丈夫ですか。

[発言する人なし]

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

[「なし」と言う人あり]

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

[「なし」と言う人あり]

○田村委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第64号 令和4年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第64号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

◇

◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○田村委員長 ここで、建設経済常任委員会を決算審査特別委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

認定第1号 令和3年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

なお、説明に当たっては、金額に大きく変更があった項目や新規事業を中心に説明をしてください。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○亀田環境課長 （認定第1号について説明。）

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 181ページの狂犬病予防のところの犬猫の避妊去勢手術の総数というか、数は分かりますか。

○田村委員長 課長。

○亀田環境課長 全部の数ですね。

令和3年度の資料を御用意しています。総計で699頭分。前年度比で23頭増えてございます。

○齊藤委員 犬と猫は。

○亀田環境課長 犬の避妊が77頭、去勢が74頭、猫の避妊が307匹、猫の去勢が241匹です。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

副委員長。

○益子副委員長 説明いただきましてありがとうございます。185ページ、4款衛生費、1項5目環境保全費、水質汚濁対策費70事業についてお伺

いたします。

課長の今の説明の中で、水質検査がコロナの関係で1回控えたということだったんですが、水質の調査の部分で何か問題とか不測なことは起きなかったのかお伺いします。

○田村委員長 課長。

○亀田環境課長 この1件中止した水質調査の内容というものは、ゴルフ場の残留農薬の調査でございまして、ゴルフ場自身、年4回調査をしているんですが、それを補完する意味で市独自で年1回やっております。ただ、その年1回を中止したとしても、4回のゴルフ場自身の調査がありますので、問題はございませんでした。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 市が独自で、4回のほかにまたさらにやっているということで、その点は安心しました。このゴルフ場の検査ということで、この1回分は何か所分の検査であったのかお尋ねします。

○田村委員長 課長。

○亀田環境課長 これは、1か所分でございます。

○益子副委員長 1か所、了解しました。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

松田委員。

○松田委員 先ほどの180ページの狂犬病なんですけれども、狂犬病予防集合注射通知で、集合注射頭数が前回は載っていたのですけれども、頭数というのは。

○田村委員長 課長。

○亀田環境課長 令和3年度の集合注射の頭数ですが、948頭でございます。

○田村委員長 松田委員。

○松田委員 病院等による個別の頭数も。

○田村委員長 課長。

○亀田環境課長 病院におきましては、3,461頭になります。

○田村委員長 あとはいかがでしょうか。よろしい
でしょうか。

松田委員。

○松田委員 先ほど狂犬病の集合注射頭数、前回は
130頭で今回900頭以上ということで、増えた要因
は。

○田村委員長 課長。

○亀田環境課長 大きな要因としまして、令和2年
度はコロナ禍ということで、通常7日間やるとこ
ろを1日しか実施できなかったということで、
130頭という少ない数字となっております。

○田村委員長 ほかはよろしいですか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入
ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はござ
いますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び
質疑を終了したいと思います。異議ございませ
んか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了
いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終結した
いと思いますが、異議ございせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終結
し、これより採決いたします。

認定第1号 令和3年度那須塩原市一般会計歳
入歳出決算認定については、原案のとおり認定す
べきものとするに異議ございせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認
定すべきものと決しました。

—————◇—————

◎認定第6号の説明、質疑、討論、 採決

○田村委員長 続いて、認定第6号 令和3年度那
須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いてを議題といたします。

なお、説明に当たっては、金額に大きく変更が
あった項目や新規事業を中心に説明をしてくださ
い。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○亀田環境課長 (認定第6号について説明。)

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許
します。

副委員長。

○益子副委員長 説明いただきました。

429ページ、1款墓地事業費、1項1目市営墓
地事業費赤田霊園墓地事業10事業についてお伺い
いたします。

この中で、修繕料のところ、赤田霊園の1号
墓地駐車場区画案内看板とありますが、内容をお
伺いいたします。

○田村委員長 係長。

○梅田環境衛生係長 赤田霊園の区画案内看板のほ
うが強風で傾いてしまっていて、そちらの傾きを
修繕した工事になります。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 傾いたものを修繕されたというこ
とで、看板の内容は1か所だけでよろしいですか。

○梅田環境衛生係長 1か所でございます。

○田村委員長 ほかに質疑はございますか。

齊藤委員。

○齊藤委員 430ページで、先ほどの繰出金のお話、23万8千円だったと思うんですけども、これは例年予算をもらってという形で繰り出しているのでしょうか。それとも、用地が切れたことによるお金の収入があったから繰り出しているのでしょうか、その説明をお願いします。

○田村委員長 課長。

○亀田環境課長 これは、計算の結果黒字になった分につきまして、一般会計へ繰り出しをしているものでございます。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 そうすると、例年大体同じような額になっているということよろしいでしょうか。

○田村委員長 課長。

○亀田環境課長 返還区画の再貸与があった年につきましては、やっぱり数百万円単位の金額になりますが、それが無い年は、数十万円単位の繰り出しとなります。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 分かりました。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見等がございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

認定第6号 令和3年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第6号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

環境課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時27分

○田村委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◎廃棄物対策課の審査

○田村委員長 ただいまから廃棄物対策課の審査に入ります。

廃棄物対策課の皆さん、お疲れさまです。廃棄物対策課については建設経済常任委員会に対する付託案件がありませんので、ここで建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

◇

◎議案第74号の説明、質疑、討

論、採決

○田村委員長 議案第74号 令和4年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

○大野廃棄物対策課長 （議案第74号について説明。）

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、最終処分場は新規の新しいほうではなくて旧の処分場か、どちらなんでしょう。

○田村委員長 課長。

○大野廃棄物対策課長 こちらのポンプ配管改修に関しましては、両方の処分場第1、第2共通で最終的に流すところで使用しているポンプです。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 ということは、集まってきたその先がだめだから今回計上しているということによろしいですか。

○田村委員長 課長。

○大野廃棄物対策課長 最終的に集めた先で処理場から外に出まして、最終的に公共下水道に流す最後の最後のポンプということで、そちらの修繕になります。

○齊藤委員 分かりました。

○田村委員長 そのほか質疑はありますか。

副委員長。

○益子副委員長 今御説明があった中の部分に関してですが、ポンプの改修ということで配管のところは了解したところなんです、スケジュールな

どはどのような計画を立てているかを教えてください。

○田村委員長 課長。

○大野廃棄物対策課長 こちら、議決をいただきましたら、早急に工事のほう、手配のほうを順次進めさせていただいて、年度内に修理のほうをさせていただきたいと思います。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 議決いただいたらということなんですが、そうしますと、今現在使っているところと工事される場所、同じようなところに作るのか、それとも近くに使うか、それとも今現段階で使っているものを取り除いてからつけるのか。あと一つ伺いたいのは、そのときに支障がないのかという、その2点をちょっと伺いたいです。

○田村委員長 課長。

○大野廃棄物対策課長 こちらにつきましては、既存の配管と同様のものを製作しまして、そちらの製作が完成した時点で今現在ついているものを撤去して付け替えるという工事になります。その間、最終処分場のほうの処理水を貯留することが可能ですので、支障なく工事が終わると考えております。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 そうしますと、取り除いたもの、速やかにということだと思んですが、最短で多分工事されると思うんですが、どのぐらいの期間を見込んでいらっしゃるか。

○田村委員長 課長。

○大野廃棄物対策課長 正確にどれぐらいというのは、ちょっと機材の製作期間というものがございまして、年度内でなんとかというスケジュールで考えております。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 了解いたしました。

○田村委員長 そのほか質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第74号 令和4年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第74号については原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○田村委員長 続きまして、予算常任委員会（第三分科会）を決算審査特別委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

認定第1号 令和3年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

○大野廃棄物対策課長 （認定第1号について説明。）

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 歳入の那須塩原クリーンセンターの売電代のほうなんですけれども、これ、値段が1年間で大体300万円ぐらい上がっているんですけれども、これは燃やし方が上手だったから電気がうまく起きたとかそういう組成の問題でしょうか。それとも、日程が回さなかった日があったとか。

○田村委員長 課長。

○大野廃棄物対策課長 委員御指摘のように、点検のタイミングですとかごみの状態のタイミングですとか、そういったものも影響が出てしまうものなので、これが原因だというような特別なものまでは、ちょっと差が出ていないんですが、様々な原因によってその前の年に比べると売上げが上がったということと、事業所に対しましても、できるだけ売電を上げたいんだということで協力いただいたということも一定の効果が出ているのかなというふうに考えます。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 ざっと発電の効率量みたいな数字はあるんですか。年間どのぐらいを発電するんですけども、今回は何パーセントぐらいなのかといった試算の下での実績は取っているものなのでしょうか。

○田村委員長 課長。

○大野廃棄物対策課長 実際に試算することは可能です。今回、今現在いろいろ検討しています長期包括運營業務委託、改良工事に関しましては、今

後そのあたりの算出はやっているんですが、日常業務の中でそれを出して、そのうちの例えば今回は9割上回った、10割超えているという部分では、ちょっと活用は今までできていないかと思うんで、試算は可能なんですけど、改修のほうでは十分検討した上で、活用できる、そういった判断をさせていただいております。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 ありがとうございます。

少し飛びまして、194ページの上段、保管の焼却灰の詰めをしていくということで、昔皆さんが昔説明いただいたときの国と市の業務分担をちょっと忘れてしまったんですけれども、これ、処分場まで運ぶのは市が委託するんですか。

○田村委員長 課長。

○大野廃棄物対策課長 クリーンセンターで指定解除したものを処分場まで運ぶことに関しては、市の業務、市の委託です。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 これは、国からお金は、補助が入っていて支出ということですよねですか。

○田村委員長 課長。

○大野廃棄物対策課長 そちらに関しましては、今回歳入のほうにも計上させていただきまして、同額入ってきております。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 じゃあ、続きまして、最後に195ページの那須地域の広域ごみです。処分管理費のところなんですけれども、こちらは利用数のことよろしいでしょうか。当時、大田原の、西那須野町と塩原が行っていた処分場管理費ということよろしいでしょうか。

○田村委員長 課長。

○大野廃棄物対策課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 これは、あと何年ぐらいというか、今何年目なんだろう。前もちょっと聞いたことがあるんですけども、15年ぐらい見ていくという話になっていた。

○田村委員長 課長。

○大野廃棄物対策課長 実際閉じたのは今年の3月。

○齊藤委員 今年ですか。

○大野廃棄物対策課長 そうです。3月埋立てで一応新しい施設に切り替わるということですので、これから安定するまでは処理が続きますので、それからどれぐらいの期間かというのは、5年なのか10年なのか、もっとかかってしまうか分からないんですけれども、それに関してはある程度の費用がかかりそうです。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、今この算出基礎なんですけれども、当時平成21年に清掃センターができていたので、10年以上ごみは運搬していない中で管理負担みたいな計算の話はどういうふうな算出になっているのか、お伺いします。

○田村委員長 課長。

○大野廃棄物対策課長 こちらは、埋立てさせていただきまして焼却灰が全体のどれぐらいの割合を占めているかということになりますので、那須塩原市が埋立てをしなくなってから、どんどん大田原市と那須町が埋め立てますので、毎年毎年比率は下がっていることになるので、那須塩原市が負担している分は、比率的にはどんどん下がりますので、金額的には比較的下がっているといえますか、割合が低いので下がってきた状態で、この後には変わらない、同じような、要するに何パーセントのうちの何パーセントが那須塩原市として来るような形になるかと思えます。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 同じ額ということですか。この額が大体続くということですか。

○田村委員長 課長。

○大野廃棄物対策課長 こちらに関しましては、ごみ処理系の施設の維持費というのがあるので、仮に5年、10年で故障とか発生すると、その分の改修費、そういったものがあり得ますので、何もなければ同じような金額で移行すると思うんですが、そのかわり改修費なんかも案分した負担もすることになるのではないかと思いますので、ちょっと変動があるのかなと思います。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 なんとなく納得いくような話でもないような気もするんですけども、10年間の埋立て量だと相当ギャップがある中で、壊れたものも一緒に直していきましようというのと、なんとなくと思ったんですけども、決算の段階で、この850万円がベースで今後続いていくという認定の今回の決算ということなんでしょうか。だって、今年の3月、もう一年ある。すみません、大丈夫です。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。
副委員長。

○益子副委員長 御説明ありがとうございました。

190ページ、4款衛生費、2項1目清掃総務費、産業廃棄物対策事業費40事業についてお伺いします。

その委託料というところで、その他の委託料というもので、高林地区地下水水質検査というのがありますが、内容をお伺いいたします。

○田村委員長 課長。

○大野廃棄物対策課長 こちらに関しましては、高林地区に産業廃棄物の最終処分場がたくさんあるということで、そちらの影響が出るか出ないかということで、周辺の井戸水ですとか、そういった部分、地元の方に協力いただきまして、継続的に

水質の調査をしている事業であります。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 継続的に検査をされているということで、これ何回分の予算でしょうか。

○田村委員長 課長。

○大野廃棄物対策課長 毎月12か所になりますけれども、そちらの井戸をやらせていただいている。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 その点は了解いたしました。

続きまして、191ページ、2項2目ごみ減量化対策事業費10事業についてお伺いいたします。

その中で、印刷製本費というところに、3Rと正しい分別のパンフレットというものがありますが、内容をお伺いします。

○田村委員長 係長。

○伊藤一般廃棄物対策係長 こちら、毎年予算を頂きまして、周知を、パンフレットのほうを作らせていただいています。昨年度に関しましては、今までこういった見開きのパンフレットを作らせていただいていたんですけども、昨年度に関しましては、ちょっと趣向を変えまして、カードゲーム、小学生とか社会科見学来ていただいているんですけども、そのときにお渡しできるような形で、カードゲームで分別の区分ができるようなパンフレットを作らせていただきました。今年度から社会見学に来ていただいた際にお配りするようなイメージでございます。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 御説明いただきました。そうしますと、3Rということで多分リユースとかそういったもので言うと分別の一番肝の部分かと思って伺ったところなんですけど、そうしますと、対象は小学生とか中学生、来ていただいた方ということ、ある程度話が理解できる方が対象ということよろしいでしょうか。

○田村委員長 係長。

○伊藤一般廃棄物対策係長 内容的には子供でも分かるような内容という形になっているんですけども、例えばお年寄りに対する生きがいサロンとか出前講座とか行かせていただいているんですけども、そのときにもお配りできるかなということで、内容的には子供向けな形になっているので、そういった形で広まっていければなということで考えております。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 そうすると、全年齢的に見ていただいて理解できるということで、カードゲーム的ということであると、子供たちにも内容的には理解できますし、より身近に考えていただけるということで、これはどのくらいの部数の予算なんだろうかと、お伺いします。

○田村委員長 係長。

○伊藤一般廃棄物対策係長 今回カードゲームということで袋とじの形式で作らせていただいたので、ちょっと割高な形になってしまいましたので、個数としては1,000部ということで作らせていただきました。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 了解いたしました。いい取組だと思います。

続きまして、193ページ、4款衛生費、2項3目じんかい処理費についてお伺いします。

その中の那須塩原クリーンセンター管理運営費30事業の中で、下の中で、その他の委託料というところにあるんだと思うんですが、廃蛍光管廃乾電池処理処分ということで、内容をお伺いします。

○田村委員長 課長。

○大野廃棄物対策課長 こちらに関しましては、クリーンセンターで収集しました蛍光管ですとか乾電池、こちらを実際処理している先が北海道の業

者なんです、そちらのほうに処分の委託をしているようなものとなります。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 そうすると、運搬料とかそういうところがかかっていると思うんですが、分かっている範囲で結構なんです、それぞれ廃蛍光管と廃乾電池の量目といたしますか、どのくらい処理されているかをお伺いします。

○田村委員長 課長。

○大野廃棄物対策課長 内訳のほうは、すみません、手持ちで資料がないんですが、トン当たりで8万6,000円という形で処分のほうをお願いして、約76トンになります。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 分かりました。ありがとうございました。

それでは、その下の項目に大動物の死体処理というのがありますが、これ牛とかそういうものかなと思うんですが、内容と、あと頭数が分かりましたらお伺いいたします。

○田村委員長 課長。

○大野廃棄物対策課長 中身としましては、動物死体で、小さいものに関しては那須塩原クリーンセンターでも焼却可能なんです、規定を超えてしまうものに関して、この辺ですとイノシシですとか鹿ですとか、そういったものも死体が出ますので、クリーンセンターで処分ができないものに関して専門業者のほうにお願いしております。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 そうしますと、獣害の処理の部分とか、例えば交通事故とかで死んでしまったものとかも入っていると思うんですが、業者さんが取りに来るのか、それとも運搬代とか何かその部分も含まれるのか、その点ちょっとお伺いします。

○田村委員長 課長。

○大野廃棄物対策課長 こちらは、基本的に市内にある事業者ですので持込みということであります。

○益子副委員長 了解しました。ありがとうございました。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 191ページ、ごみ減量化対策事業費、この中で、一般廃棄物処理基本計画策定で330万円支出されて、今回増になったということなんですけれども、廃棄物処理基本計画というのは毎年策定されているのか、あるいは何年かに一度。

○田村委員長 課長。

○大野廃棄物対策課長 こちらに関しましては、前回は平成29年度に見直しをさせていただいたものです。5年に1回程度見直しさせていただくというような形になるかと思うのですが、今回に関しましては、令和3年度と今年度で策定させていただいてまして、その後令和5年から、それから14年間の計画として作成したものなんです。その間に5年に一度程度の見直しということをしていただく予定です。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 そうすると、基本計画はできたけれども、まだそれは実施されていないということで、令和5年からということですか。

○田村委員長 課長。

○大野廃棄物対策課長 こちら基本計画に関しましては、現在策定を進めさせていただいております。予定としましては、3月議会のほうに上程させていただくような計画となっております。

○堤委員 了解しました。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。
齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、193ページの指定ごみ袋のところなんですけれども、製造販売の単価が昨年度より上がっているんですけれども、これはや

っぱり材料費の問題なんでしょうか。それとも、製造枚数も多分桁違いに増えているんですけれども、その説明をお願いします。

○田村委員長 係長。

○伊藤一般廃棄物対策係長 昨年度契約の更新がありまして業者の入替えがあったわけなんですけれども、業者を入れ替えるタイミングの際に、発注するほうとしても、在庫数とか今までの実績とかそういった形で枚数を計算するんですけれども、今回業者選考に当たりましては、枚数のほうが、在庫が今まで少なめで、新しく契約になった際に、枚数を、在庫が少なくなった分枚数のほうを増やさせてもらっています。

○田村委員長 そのほかございますか。

齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、枚数を増やすと、単価とロットが多くなるから安くなるかあるんですか。あったんですか。

○田村委員長 係長。

○伊藤一般廃棄物対策係長 今回入札で単価契約という形でしたので、枚数が多くて単価が安くなったとかそういう形ではありません。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 やっぱりコロナ禍で巣籠もり需要があったということで増刷をした、増数、増枚数、増やしたという考えでよろしいですか。

○田村委員長 係長。

○伊藤一般廃棄物対策係長 そうですね、ごみ量がコロナ禍で家庭からのごみが増えているということで、枚数のほうもそれなりに出ているということで、増えている要因の一つにはなっています。

○齊藤委員 分かりました。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入

ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

認定第1号 令和3年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

廃棄物対策課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時20分

○田村委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◎生活課の審査

○田村委員長 ただいまから、生活課の審査に入ります。

生活課の皆さん、お疲れさまです。



◎議案第66号の説明、質疑、討論、採決

○田村委員長 初めに、議案第66号 那須塩原市犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○鈴木生活課長 (議案第66号について説明。)

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

松田委員。

○松田委員 お金を出していただくのは結構なんですけれども、お金を出す際に、特に被害者になられた、交通事故等々被害に遭われた方で任意保険に入っている方がいますし、その方には任意保険から保険料が下りたりということも実際ありますので、その件について、そういう方は、もらっている場合は、この見舞金というのは支払われるのでしょうか。

○田村委員長 課長。

○鈴木生活課長 そちらにつきましては、それとは別に市としましては程度に応じて30万円、10万円という形で支給する予定でございます。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

副委員長。

○益子副委員長 御説明いただきました。

この条例を制定するに当たり、市民の方の、市

がどのように効果を捉えているのかお伺いします。

○田村委員長 課長。

○鈴木生活課長 できればこういった条例で見舞金等の支給がまず起きないような状況が何よりかとは思っておりますが、こういった時代、いつ何時誰が被害者になってもおかしくないというところがございますので、何か起きたときに市として支えてくれるといいますか、市だけではなくてまち全体がということで、そういったまちづくりができるようにこの条例を制定するものでございますので、市民の皆様の安心感の一助になればということで制定を目指したいと思っております。

以上です。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 何か起きたときの支えとか、そういったもの、不測の事態が起きたときに市が寄り添って被害に遭われた方の救済に努めたいということでのお考えなのかなと思っております。

そういった中で、本市以外にも、近隣の例えば栃木県の県内のほかの自治体の動きとか、それと合わせて連動されたようなこの制定なのか、お伺いします。

○田村委員長 課長。

○鈴木生活課長 こちらの制定につきましては、まず、令和3年3月に小山市が県内で第1番目にこの条例を制定しました。あわせて、栃木県も同じタイミングで制定されております。昨年度中、3月に鹿沼市、大田原市、さくら市、茂木町、高根沢町、那珂川町が先行して条例を制定しております。今年度の中で、私ども那須塩原市を含めまして、那須町を除きます全ての市町村が今年度出そろい予定になっております。当然制定に当たっては、先行自治体の小山市とかと情報交換させていただきながら、あとは、また被害者支援センター、県のほうの、そういった中の御意見を聞

きながら制定を進めてきたというところがございます。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 そうしますと、関係団体との調整をされている中で条例の制定に向けて動くということで捉えましたが、そうすると、被害に遭われた方、遭わないのが一番いいんですが、救済の面で、例えばほかの自治体と差があったりしますと、いろいろやはり、被害は遭われた方の中でも、ちょっとうちのほうは手厚いんだけど、こっちは手厚くないとかという話になるかと思うんですが、その辺の対応はいかがでしょうか、お伺いします。

○田村委員長 課長。

○鈴木生活課長 今回上程しております遺族見舞金30万円、重傷病者10万円につきましては、こちらは県内一律で、どこの市町村も一緒の形になっております。県につきましては多少多くなっておりまして、60万円の20万円という形になっているんですが、市町村につきましては全部一緒という形になっております。

○益子副委員長 了解いたしました。

○田村委員長 そのほか。

松田委員。

○松田委員 この法律ができたのは2016年頃だと思いますけれども、それまでに各行政機関に通知が来るなど、また今回の9月に上程してくるということは、何か関係団体からのプッシュがあったのかを聞かせていただきたいと思います。

○田村委員長 課長。

○鈴木生活課長 先ほど最初の御説明で、国のほうで基本法が制定されてという話をさせていただいたと思うんですが、それにつきましては、国のほうではそれを具体化する計画を進めてまいりました。今第4次まで来ておりまして、そういった中で、

市町村レベルでも犯罪被害者に対する支援の強化ということで、1つ取組のものがうたわれております。そういった流れもありまして、警察署さんのほうからも、各県内全域でこういった支援対策を構築したいというところで、警察署のほうからもお話もあったという流れもありまして、今回制定に向けて準備を進めてきたということで、今回議会のほうに上程させていただいたところでございます。

以上です。

○田村委員長 松田委員。

○松田委員 今回の金額なんですけれども、本市としては妥当な金額だと思いますでしょうか。

○田村委員長 課長。

○鈴木生活課長 先ほどもお話をさせていただきましたが、県内で一律で、同じ形で支援ができるというところでは妥当かなと思っております。こちらにつきましても、厚生労働省の調査なんかでも、栃木県の1か月の月収なんかにつきましても、29万円から30万円というところがあって、そういったところで全国的にも30万円、10万円という流れで制定されておりますので、私どもにつきましても、こちらの金額で検討して全体で取り組むというふうに考えております。

○田村委員長 そのほか。

齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、何点かお聞きしたいんですけれども、第2条のまず犯罪等ということで、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為と書いてあるんですが、犯罪って、普通犯罪という殺人とかちょっと重たいことを考えてしまうんですけれども、どの辺の範疇まで網羅しているのかというのを。「等）がついちゃっているのか」というのを。「等）がついちゃっているのか」というのを。そこをもし説明できれば、まずお伺いしたいと思います。

○田村委員長 係長。

○辰田くらし安全安心係長 犯罪とは、個人の生命、身体または財産上の危害を及ぼす行為、刑法その他刑罰法規の規定により刑罰を科せられる行為をいう。そのため……

○田村委員長 もうちょっと大きな声で。聞こえないので、そのマイクに向けて。

○辰田くらし安全安心係長 すみません。そのため、故意犯のみに限らず、過失犯、業務上過失傷害罪、失火罪、交通事故等も含まれます。犯罪に準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為とは、犯罪ではないがそれに類似する行為であって、行為の相手方の心身に有害な影響を与えるような形質を有する行為を言います。

以上です。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 ありがとうございます。そういった犯罪が起きてからこの支援をするという尺度はどこで測れるのかということ、今見たところ刑法とか、取りあえず罰せられた人が対象になるという解釈でよろしいでしょうか。

○田村委員長 課長。

○鈴木生活課長 委員のおっしゃるとおり、罰せられた人というふうになります。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 そうすると、犯罪に関しては過失も含めて入っているとさっき説明があったんですけれども、被害に遭われた方というのはどこまでを指すのかということで、これに書いてあるんですけれども、精神的に苦痛を受けるというのは、例えば交通事故になってしまいますと、よほど悪徳な過失がない限りは、加害者のほうも、被害者の支援でありながら、加害者の家族のほうはある意味被害者になってしまうときがあるんですけれども、その範疇はどう捉えているかを聞きたいので先ほど

確認させてもらったんですけれども、犯罪被害者等の範疇はどこまで考えているのか、お伺いしたいと思います。

○田村委員長 課長。

○鈴木生活課長 被害に遭われた方側と言ったらいですかね。そういうふう到我々としては想定しているところでございます。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 被害に遭われた方だったらこの条例は分かりやすいんですけれども、家族が入ってきちゃっているのと、となると、全体的に考えなければいけないのかなと。やった側は確かに悪いんですけれども、その当人が悪いだけで、その被害を受ける人たちは加害者側の家族も被害を受ける可能性が出てくるわけですよ、犯罪をしちゃったのは悪いんですけれども。なので、この中で行くと、双方に捉えかねないんじゃないかなと思ったんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○田村委員長 課長。

○鈴木生活課長 想定として、被害者等ということで想定しておりますのは、御遺族という形での、当人と当人の家族という形での「等」という形にしておりますので、被害に遭われた片側の御本人さん、家族というふうなことでは想定はしているところでございます。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 そうすると、その辺が例えば規則であったり逐条の解説にないと、市の中の当事者はそういう認識でいますと言ったとしても、周りの方々は、法律だけ読んだら私みたいな屁理屈になってしまうかもしれないんですけれども、捉え方によってはどうにでも捉えられちゃうんですけれども、例えばそういったもので補完する考えはないのか、お伺いしたいと思います。

○田村委員長 課長。

○鈴木生活課長 そこでというよりも、制度を運用していく中で、当然この後制度を受けていただきます市民の方には十分周知を図って、使っていただかないことが一番なんです、そういった受領を説明した上で、しっかりその中で、どういったものが対象で、どういった形に向けてというようなことは十分やっていきたいなどは考えております。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 ぜひお願いしたいと思います。

もう一つだけ、ちょっと長くて申し訳ないんですけれども、犯罪、パワハラ・セクハラで心身的に苦痛を受けた、これは刑事事件にならない方々もいっぱい被害を被っている方がいると思うんですけれども、そういった方の範疇も、これも先ほど言ったように刑事罰にならない限りは被害者としては認定されないという解釈でよろしいですか。

○田村委員長 課長。

○鈴木生活課長 やはり我々としましても、事実の認定が一番難しいので、やはり1つの基準としましては、そこをまずはというところで考えておりますので。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 分かりました。

最後。第13条の教育活動の推進とあるんですが、こちらが、学校、家庭、地域と連携して自他の生命を尊重するための教育活動の推進。被害者条例の中に教育活動の推進を入れた根拠を教えてください。

○田村委員長 課長。

○鈴木生活課長 こういった犯罪者支援といいますか、誰にでも優しいという人づくりとしましては、やはり幼いころからの教育の場面というのは何よりも重要なところがありましたので、今回の条例制定に向けましても、改めて取り込んだ

ということでございます。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 となると、学校との連携が必要になってくるということで、課としても飛び出して学校に入ることができると思うんですけども、基本的に自他の生命を尊重するという活動自体は学校のほうでもやられていると思うんですけどね。ただ、あくまで犯罪被害者支援の条例ですから、そういったことをしないようにねという話は子供たちも分かると思うんですけども、先ほども言ったとおり、その子供たちがなぜか加害者になり得るということもあるということを見ると、教育の推進というのはなかなか難しいと思うんですけども、ここに書いても大丈夫でしょうか、改めて確認します。

○田村委員長 課長。

○鈴木生活課長 今学校のほうで当然命の大切さは十分教育の中で取り組んでいただいていると思います。私どもとしまして、今回の条例制定後、改めてそういったことを学校と連携しながら、こういった形で子供たちに周知していくのが一番効果的かというのは考えながら進めていきたいと思いますが、制定後、調整といいますか、そういったところで、まず子供たちにもということで、1つの場面をつくっていきなと思っております。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 分かりました。以上です。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 これは結構、個人情報結構出てきたりすると非常に重大な問題が生じるかと思うんですけども、例えば見舞金を支給するようになっておるんですけども、これは個人の申告に基づいて支給するというので、こちらからは働きかけはないということよろしいですか。

○田村委員長 課長。

○鈴木生活課長 申告という形でいただきたいとは思っております。やはり状況が状況ですので、あまりこちらから積極的にプッシュしすぎると、逆に被害者に余計な被害というんじゃないんですが、御負担かけてしまうこともあり得ますので、考えられますので、あくまでも御本人様からというのは、申告でというふうには考えているところでございます。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 もう一つ、例えば申請できる方が、当然市に居住しているか、あるいは通勤されているかということだと思うんですけども、逆にこの犯罪被害者として市から退避したい、退避される方もおると思うんです。それは対象外ということよろしいんですか。

○田村委員長 課長。

○鈴木生活課長 被害に遭われて、その状況から市外に出られる。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 市内で被害に遭われて、例えばDV被害に遭われてどこか別のところで隠れるようにと逃避するというか。

○田村委員長 課長。

○鈴木生活課長 失礼しました。

市民の方を対象という形にしておりますので、全国どこでといいますか、被害に遭われた場合でも、市民であれば対象になるというふうには考えておりますので、その辺の情報収集は警察なんかと連携しながら、できるだけ漏れのないように努めながら、できるだけ支援をしていきたいというふうには考えているところでございます。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 ある意味、逆の面もあるということですよ、市外に居住しておって逃避された方も対象となる。

この見舞金で、それぞれ規則で定めるということになっておりますけれども、これは1回限りのものなのか、あるいはこの日常生活に支障を来すことがないようにということだもので、何かそういう支障がずっと継続しておれば見舞金が、例えば翌年も払うよとか、何かそこら辺はいかがですか。

○田村委員長 課長。

○鈴木生活課長 こちらにつきましては、1回限りというところで一度、御申請いただいて一度という形になっております。

こちらの被害者支援につきましては、国と、国ですとか県のほうでも支援制度のほうがございますので、私どもの考えとしましては、その県の制度ですとか国の制度を利用するのにある程度、ちょっと7か月間とか支給されるまで時間がかかるという現実がありまして、それまでのつなぎというのではないんですが、一時的に経済負担が出ますので、その部分をしっかりと支援していきたいという意味でのお見舞金というふうに捉えておりますので、その一度だけというふうに市としては考えております。

○堤委員 了解しました。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了

いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第66号 那須塩原市犯罪被害者等支援条例の制定については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第66号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第74号の説明、質疑、討論、採決

○田村委員長 ここで、建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

議案第74号 令和4年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○鈴木生活課長 （議案第74号について説明。）

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 金額の説明とかはお聞きしましたので大丈夫です。

今後、これ予算が通った後、一旦は周知しなきゃいけないと思うんですけども、年度予算とい

うことで、これでいうと1つずつのケースを取りあえず予算計上したという考えでよろしいでしょうか。1つの事案ですね。

○田村委員長 課長。

○鈴木生活課長 そうですね、1件ずつ、お一人分ずつという形で計上ということで考えております。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 そうすると、通った後なので9月議定例会議が終わった後に周知をして、それで手続をしていくと。

もし、その周知が徹底されており、あってはいけないんですけれども、そういった被害に遭われた方が名乗り出てきた場合、これの何年分も遡ったその状態で判断するのかというのはどうなんでしょうか。

○田村委員長 課長。

○鈴木生活課長 今回の条例は10月1日の施行を目指しておりますので、10月1日施行日以降の事件を対象にしたいと考えております。

○齊藤委員 分かりました。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第74号 令和4年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第74号については原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○田村委員長 続きまして、予算常任委員会（第三分科会）を決算審査特別委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

認定第1号 令和3年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

なお、説明に当たっては、金額に大きく変更があった項目や新規事業を中心に説明してください。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○鈴木生活課長 （認定第1号について説明。）

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 86ページの、先ほど説明はなかったんですけれども、市営駐車場の前の交通安全対策費の中の自主返納者支援事業、39万7,400円あるんですけれども、これの件数教えてください。何人の方が出されたというのが分かれば教えてください。下に書いてあった、ごめんなさい、43と書いてありました。申し訳ございません。大丈夫です。

次行きます。

その下の市営駐車場の管理費のところ、委託料を払っているんですけども、こちらは利用料金制を取り入れているのでしたっけ。

○田村委員長 補佐。

○佐々木生活課長補佐 こちらの指定管理者の指定につきましては、利用料金制を採用しておりません。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 年々好調であるので、その辺の、たしかやっているかやっていないかちょっと確認してしまっただけであれだったんですが、じゃ昨年度よりは下がっているというところはコロナの影響もあったと思うんですけども、大体同じような予算であったということで理解しました。すみません。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。副委員長。

○益子副委員長 御説明いただきました。

88ページ、2款総務費、1項12目交通対策費、公共交通政策費、50事業についてお伺いいたします。

その中で、この他団体からの派遣職員ということで、課長から今、説明あったと思うんですが、この業務内容というか協力内容などありましたらお伺いいたします。

○田村委員長 課長補佐。

○佐々木生活課長補佐 こちらにつきましては、JRバス関東との包括連携に基づきまして、公共交通の推進のためということで職員の派遣を受けております。

こちらの職員につきましては、ゆーバス、ゆータクの管理運営費の関係ですとか、あとはこちらの中ですとその同じところですね、那須塩原市公共交通計画等策定支援というのがありますけれど

も、次期計画の策定を今、進めているところでして、そちらの対応に当たっていただいております。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 そうしますと、業務は多岐にわたると思うんですが、主にこの公共交通計画の策定の支援の部分などは、先ほど民間の、先ほどの課長の説明の中だと民間のノウハウとか、そういったものを生かすというような話だったと思うんですが、そういったところを落とし込んでいく部分で、知恵なりそういった知見を活用させていただくために来ていただいているというような趣旨が多いんでございましょうか。お伺いいたします。

○田村委員長 補佐。

○佐々木生活課長補佐 そうですね、実際に公共交通、今後、那須塩原市の公共交通をどうしていくかというのを考えていくに当たりまして、やはり我々職員ですと、いわゆるいろいろな資料を見た知識というところはあるんですが、実際にその運行に携わったりとか、そういった経験に基づく知見というものを生かしていただきたいということで、職務に当たっていただいております。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 そうしますと、職員の方は同じ方で、その業務内容などが分かっていたほうがいいと思うんですが、同じ方なのか、それとも別な方、例えば1名なら1名なりがその事業者さんから派遣されてきているものなのか、その1名なのかも含めて、どのような方でどのような、同じ方なのか、その辺をちょっとお伺いいたします。

○田村委員長 課長補佐。

○佐々木生活課長補佐 こちら、人数は1名となっております。昨年度、令和3年度派遣となっております。現在令和4年度も1名の方ですが、同じ方となっております。

こちらにつきましては、国の地域活性化企業人

制度の企業人材派遣制度を活用しておりまして、最大3年間国の支援を受けられますことによりまして、現在の方が2年目で来ていることになりました。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 そうしますと、かなりいろいろなところでお教えいただいて助けていただいているよなということも確認取れたんですが、市のほうとしては受止めとして効果をどのように考えているのかお伺いいたします。

○田村委員長 課長。

○鈴木生活課長 先ほど補佐から説明ありましており、民間で培われた、本当に現場でしか分かり得ないといいますか、現場の感覚というんですか、そういったものを我々職員だけでは感じ取れないこともありますので、本当に大変有意義といえますか、大変助けられているなというふうには実感しております。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 そうしますと、ここの項で最後の確認なんですが、そういった民間の方の活力を利用して、その策定の部分の支援の部分で今後、市民の方に対してより利用されやすいものであったりとか、より身近なもの、そういった効果で支援が、計画が策定できるということで考えているというような認識でよろしいでしょうか。

○田村委員長 課長。

○鈴木生活課長 そうですね、より市民の皆様にとってよりよい形の公共交通政策を届けられるかなというふうには認識しております。

○益子副委員長 了解いたしました。

○田村委員長 そのほか。

齊藤委員。

○齊藤委員 先ほどはすみませんでした。自問自答になっちゃいました。

ゆータクの利用なんです、利用者を普及啓発するために相乗り制度をはじめ300m先まで行けるやつをやったと思うんですけども、その利用状況というのはこの数字の中で分かるものですか。その相乗りだったよというのはタクシー業者から情報が入るんですか。分かりますか。それとも、利用人数はだけでしょうか。

○田村委員長 補佐。

○佐々木生活課長補佐 相乗りにつきましては、その300m以内で追加の、任意の停留所ではなくても通常の路線、ゆータクの話かと思うんですが、通常の路線運行でも相乗りが発生するケースがございまして、1便当たり、1.4人ぐらいだったと思うんですが、ある程度相乗りは発生しているのかなというふうに思います。

新しくその300m以内というところで停留所を設けたのについても、利用はいただいているというふうな話は聞いておりますけれども、ちょっと具体的な数値は今、手元にござませんので。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 これ前、質問でも取り上げたんですけども、遠い地区の方が駅まで例えばゆータクを利用するときに、200円でバス停を寄らずに直行できるということで、不公平感があるということで私、言わせてもらったことがあったんです。バスに乗る人はバスで停留所をぐるぐる回って三、四十分かけて駅まで行くんですが、それ自体がまだ相変わらず解消もされず運行しているという解釈でよろしいですか。

○田村委員長 補佐。

○佐々木生活課長補佐 ゆーバスにつきましては、予約制ではないので、停留所に行って実際に乗る人がいる可能性があるというところもありまして、どうしてもその路線運行型のバスである以上、ショートカットができないというところはございま

す。

ゆータクにつきましては予約型となっております。途中誰もいない、予約がない停留所を通過していくと結果として運行距離が長くなって、市からの負担金が増えるという仕組みになっておりますので、もしそこから1人乗って駅までということで、その間の停留所がないようなケースにつきましては、ショートカットで行っていただくことによって市からの歳出が減るところで、そういう形をお願いしております。

結果として、直で行けるというところでの不公平感があるというところのお話は聞いておりますけれども、今のちょっと仕組み上はそういうふうになっておりますということで、変更はございません。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 説明はおっしゃるとおりで、そのタクシーだけで考えれば確かに効率はよくなるので、経費は落ちることなんです。利用状況として時間がかかる、かからないというところのことに関してちょっとそういうところが聞きたかったということで、まだ僕的には不公平感があるなとは思っております。すみません。

次です、90ページなんです。防犯灯のところ。

現在、防犯灯の電気料補助の数が9,728基、防犯灯設置の補助が114基ということで、これ年度で、令和3年が114で電気料金は通年という解釈でよろしいですか。この見方はどういうふうに見ればいいのでしょうか。ごめんなさい、令和3年度の電気代ということでよろしいですか、両方とも。

○田村委員長 係長。

○辰田くらし安全安心係長 令和3年度分の電気料です。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 申し訳ございません。

これはエスコ事業か何かで自治会の分をしょってあげているというんですけれども、あと何年、今何年目なのでしょう。

○田村委員長 係長。

○辰田くらし安全安心係長 平成25年からスタートしまして、令和6年の2月に終了します。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、

じゃ、あと、6年の2月だから、5年度で終わりということですよ。5年度で終わりということですね。了解いたしました。

防犯灯の設置に関してなんです。確認なんですけれども、あくまでこれ自治会申請で立った本数ということでよろしいでしょうか。

○田村委員長 係長。

○辰田くらし安全安心係長 そのとおりです。

○齊藤委員 分かりました。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

堤委員。

○堤委員 このページ88ページ、先ほどのゆーバス、ゆータクの関係ですけれども、ゆーバスはこの利用者人数が11万6,351人ということで、それからあとゆータクが1万4,811人ということです。足しても13万人ぐらいですか。12で割ると月1万以下という感じで、これ1便当たり直すとどれぐらい。例えばゆーバスだけでいいんですけれども、これは1便ぐらい何人ぐらい乗っている。何かほとんど乗っていないような感じもあるものから、そこら辺はどういうふうに捉えるのでしょうか。

分かりますか、人数。ゆーバスの1便当たり。

それは路線によって違うとは思いますが。

○田村委員長 補佐。

○佐々木生活課長補佐 おっしゃるとおり、ゆーバ

スに関しましても、高校生の通学に使うような朝夕の時間帯はかなり、何十人という形で乗っていたりするんですが、日中の時間帯なんかは1人しか乗っていないというところもありまして、平均をいたしますと、ちょっと手元に具体的な数字はないんですが、本当に1人、2人、便当たりということ、そのぐらいになるという路線もあるというふうに認識をしております。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 それと、あともう一つ、生活バス路線維持費の中で、それぞれ民間のバス会社のそれぞれ交付金額ということで、2,000万円ほど出されておるかと思っておりますけれども、これは相当なというか、この数字、2,085万円ほどは、このバス会社にとってどのような数字として受け止められているかというのをちょっとお聞きします。

○田村委員長 補佐。

○佐々木生活課長補佐 どういうふうに受け止められているかというところは、ちょっと直接的な答えになっているかはあれなんですけれども、こちらにつきましては、どうしても民間バス路線につきましては、都心等の一部路線を除いてほぼほぼ全国的に赤字で路線をやっているというところが実情でございます。

こちらの生活バス路線維持費につきましては、国または国・県と協調の補助となっております、ある程度の部分については当然運賃で賄っていただくということもあるんですけれども、平均的な経費を踏まえて、それでも赤字を生じる部分については県または国・県と一緒に協調補助していくという形になりますので、こちらの2,000万円がないと、その部分を民間に負担をいただく。それは当然赤字になって、会社としては運営できないという形になりまして、最終的には路線廃止につながるという部分なので、この2,000万円の補

助金を受けて初めてやっと維持できていると、そういうものだろうと認識をしております。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 この公共交通全体も含めてなんですけれども、ゆーバス、ゆータク、それからあとJRバス、それぞれ利用者が少ないという状況だと思いますので、この決算の中で、業者等の何か対策費なんかをどこか盛り込まれているところがありますか。

○田村委員長 補佐。

○佐々木生活課長補佐 この決算の中で、具体的にこの費用が利用者増に向けた取組の費用ですというものはないんですが、現在の地域公共交通計画に基づきまして、やはり例えばなしお博にシャトルバスが出ているんですが、それと連結をするためのゆーバスを当日は無料にして、そのバスに乗る機会を設けてもらいましょうみたいな形で取組をやっていたりということで、そういうささいな取組を通じて利用者増に向けた取組というのはやっております。

現在、今後、利用者が少ない部分も含めて、また廃線にしてしまうと、やはりまた利用者が減ってくることになりますので、利用者増に向けた取組につきましては、来年度以降も継続的にやっていく必要があるというふうに認識をしております。

○田村委員長 部長。

○磯市民生活部長 今、御質問ありました利用者増の取組ですけれども、大変重要なことだと思っております、今回、直接的な経費というのはありませんけれども、毎年何らかの改定はしています。

例えば、駅での乗り継ぎがよくなるようにとか、あと先ほど齊藤委員からお話がありました地域バス乗り場、一定の人数の方が乗るところは路線からはみ出しても行けるようにしたりとか、あとはその複数人、乗合であれば決まった停留所じゃな

くて、やっぱり病院とかにも行けるようにとか、あとは今、補佐がお話しましたように、新たに高校生になる方がバスを使ってもらうために無料で試してもらおうとか、あとイベント的なものも無料にして乗っていただくと。

今度、国体がありますけれども、国体の中でもぜひゆーバスを使っていただきたいということで、もうシャトルバスの発着地点の那須塩原駅へ行く路線なんかについては、市民の方はアプリを入れたりとかチラシを持ってきていただければ無料にして、できるだけゆーバスを身近なものとして乗っていただきたいというふうな取組を今後も続けていきたいというふうに考えております。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

認定第1号 令和3年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定す

べきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

生活課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 1時12分

○田村委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎市民課の審査

○田村委員長 ただいまから市民課の審査に入ります。

市民課の皆さん、お疲れさまです。

市民課については、建設経済常任委員会に対する付託案件はありませんので、ここで建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

—————◇—————

◎議案第74号の説明、質疑、討論、採決

○田村委員長 議案第74号 令和4年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○高塩市民課長 （議案第74号について説明。）

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございますか。

齊藤委員。

○齊藤委員 組替えの説明はよく分かりました。

どちらにしても、この発行事務を進めていく中で、この補正後、今年度あとのぐらいい見越して市民に周知して、その登録者というか保持者を増やしていく考えがあるか、お伺いしたいと思います。

○田村委員長 課長。

○高塩市民課長 8月末現在で、マイナンバーカードの交付状況ですけれども、45.1%の交付率となっております。県の平均よりは高いんですが、全国平均にはまだ及ばないという状況にあります。

現段階では、一応今後も県内ナンバー1を目指してというところでこれから話を進めていくんですけれども、うちのほうでは、交付担当課としましては市内の事業所向け、あるいは地域団体というところで出張申請のほうも、また取り組んでいきたいというふうに考えています。

目標の数字はなかなか申し上げることはできないんですが、できるだけ全国平均は超えていきたいということが目標にしたいというふうに思っています。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

副委員長。

○益子副委員長 1点確認をお願いします。

御説明ありがとうございます。

この組替えによって、事務の運用について差し支えというか滞りがあるのかどうか、その辺確認をお願いします。

○田村委員長 課長。

○高塩市民課長 事務事業の執行に当たっての影響というのはないというふうに認識しております。

むしろ、事務処理の手續にかかる時間が軽減したということで、一定の評価はしている。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 そうしますと、職員側の皆さんの負担は軽減されて、むしろ制度が動くことによって進み具合がよくなるということで、簡素になったということで了解いたしました。

最終、またちょっと確認なんですけど、このことによって交付を申請する市民の方などにも影響はないというふうな認識でよろしいでしょうか。

○田村委員長 課長。

○高塩市民課長 直接的な影響はありません。

これから、いろいろとデジタル推進課とも交付枚数の増加に向けていろいろと、その方法論であるとか、促進の取組が協力してやっていくという中では、まずは整理できたのかなというふうには思っています。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ないので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第74号 令和4年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第74号については原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎認定第1号の説明、質疑、討論、採決

○田村委員長 次に、建設経済常任委員会を決算審査特別委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

認定第1号 令和3年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○高塩市民課長 （認定第1号について説明。）

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありますか。

堤委員。

○堤委員 108ページですか、戸籍費、20事業の下の委託料の戸籍事務へのマイナンバー制度導入ということで計上されておりますけれども、これは具体的にはどのような内容となるのかお伺いします。

○田村委員長 課長補佐。

○高橋市民課長補佐 こちらの戸籍システムの副本データというものを全件送信するという委託の内容なんですけれども、マイナンバー、戸籍システ

ムの今あるデータのものを、国のシステムのほうにデータを送るといような内容でございます。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 マイナンバーカードの要するに連携するというので理解しました。

これによって、何か業務が効率化をされるとか、何か効果はどのように考えているのでしょうか。

要するに、この業務側の効果と、あと市民にとってどういうふうにご利用効果があるのか、両方の側面でちょっとお聞きしたいと思います。

○田村委員長 補佐。

○高橋市民課長補佐 こちらは、令和5年度の末頃から実施されるものなんですけれども、こういったシステムの改修作業をしまして、戸籍の届出の際に、戸籍謄本を添付、現在はしているんですけれども、こちらの提出が不要になります。それは、全国どこでもデータを各市区町村が確認できるというようなことで添付は必要なくなりまして、市民の方にはそういった利便性が図られます。

市のほうでも、そういった市区町村でもそういった添付が必要なくなるので、実際にその連携されたシステムでそういったことが確認できるということ、事務の煩雑化もかなり軽減されます。

以上です。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 連携するところで、何というのか、危険な要素といいますか、個人情報がどういうふう守られるか、あるいはセキュリティーがしっかりできているかということも、そこら辺も何か改修された、システムの何か改修があったかどうかという。どういうふう設定されているのか。設定の内容をここで細かく聞いても仕方がないんですけれども、そういうところがちょっと危惧される場所ですが、そういうあれについてはどう

いうふうな考えでしょうか。

○田村委員長 補佐。

○高橋市民課長補佐 セキュリティーの関係は、今現在でも課題とされていますので、今後、連携によってセキュリティーがすぐ変わっていくということではなく、保護されるべきところは保護されているというふうに認識してございます。

○田村委員長 いいですか。

そのほか質疑はございますか。

副委員長。

○益子副委員長 御説明ありがとうございました。

110ページのところの上の段なんですけど、多分これ前の続きだと思うんですが、この中で3項1目戸籍基本台帳費の部分の住民基本台帳費、30事業についてです。

その中で、この110ページの上から4行目のフロアマネジャーとあってこの金額なんですけど、これの内容をちょっとお聞きできますか。

○田村委員長 課長。

○高塩市民課長 フロアマネジャーですけれども、現在1階市民課窓口前に2人ないし年度切り替わりのときには3人の女性スタッフが立ってございまして、実際にはいろんなところ、住民票であったりもろもろの諸証明の請求の書き方であるとか、そういったところの前処理をさせていただいております。

こちらは、長期継続契約ということで、令和元年から令和6年9月30日までの契約となっております。

契約先は、株式会社エコシティサービスというところですが、月額に直しますと53万6,000円ちょっとと、契約そのものが3,201万ちょっとというような状況でございます。

○益子副委員長 了解いたしました。ありがとうございます。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようなので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 令和3年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

市民課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします

休憩 午後 1時37分

再開 午後 1時42分

○田村委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いた

します。



◎気候変動対策局の審査

○田村委員長 それでは、気候変動対策局の審査に入ります。

初めに、気候変動対策局長から御挨拶をお願いします。

○黄木気候変動対策局長 （挨拶。）



◎気候変動対策課の審査

○田村委員長 ありがとうございます。

ただいまから気候変動対策課の審査に入ります。気候変動対策課の皆さん、お疲れさまです。

気候変動対策課については、建設経済常任委員会に対する付託案件がありませんので、建設経済常任委員会を決算審査特別委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。



◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○田村委員長 認定第1号 令和3年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○相楽気候変動対策課長 （認定第1号について説明。）

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございますか。

眞壁委員。

○眞壁委員 じゃ、184ページになります。

地球温暖化対策推進費の中で、その他委託料の中で、再生可能エネルギー導入目標策定支援というところになりますが、これの内容をちょっと教えてください。

○田村委員長 挙手をしてください。

課長。

○相楽気候変動対策課長 那須塩原市における二酸化炭素の排出量、それから吸収量とかを、今まで案分法というやり方でやっていたんですが、より精緻なやり方で那須塩原市の状況を把握できるようということで、業務委託をかけて調査したものと併せまして、那須塩原市の再生可能エネルギー、ゼロカーボン目指してどれくらい導入していたらいいんだろうかというところを調査したもので、その結果、幾つという数字になるかを気候変動対策計画のほうに盛り込んだというような内容になっております。

○田村委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 それで、今後どのように活用するという形に。

○田村委員長 課長。

○相楽気候変動対策課長 今回、これで策定した目標に基づいて、我々も目標に向かって取組を進めていくということで、毎年毎年の数字の計算というのは今回やったこのノウハウを生かして、このやり方で今後、継続して取っていくというような形でございます。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

副委員長。

○益子副委員長 御説明いただきました。ありがとうございました。

184ページ、4款衛生費、1項5目環境保全費、

脱炭素社会構築推進費、60事業についてお伺いいたします。

まず初めに、この名称を当初の名称から変更した趣旨というか、経緯がありましたらお伺いいたします。

○田村委員長 課長。

○相楽気候変動対策課長 もともと再生可能エネルギー推進費ということだったんですけども、我々の目的としましては、再エネについてはあくまでも手段というふうに、手段でありまして、目指すべきものとして脱炭素社会の構築だということ、変更したということでございます。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 そうしますと、手段を捉え方によって脱炭素を目標ということで、改めて考えた中でこの名称がふさわしいんじゃないかということでこちらにしたということで了解いたしました。

その中で、設計・測量の監理委託料というところで伺いたいんですが、指定避難所への自立・分散型エネルギーの設備導入に係る設計業務の内容をお伺いします。

○田村委員長 課長。

○相楽気候変動対策課長 こちらは、指定避難所3施設、いきいきふれあいセンターと、それから南公民館、それから西那須野公民館、にしなすの運動公園、こちらにLED化をまずすると。それから太陽光発電、それから蓄電池を設置しまして、自立できる施設にして、災害対応力と、それから脱炭素の両方をこの導入で進めていこうという取組になっております。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 そうしますと、その3つでということで、実際に検討されたということなんですが、このLEDと太陽光、蓄電池、それぞれ規模は同じものなのか、それとも違った規模でされたのか

お聞きします。

○田村委員長 課長。

○相楽気候変動対策課長 それぞれの施設の大きさもございまして、避難所となったときにどれぐらい使うんだろうというところを併せまして、あとは屋根の形状とかでどれぐらい乗せられるというところも加味して、これぐらいというところで設計しております。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 設計をされた中で、それぞれの想定されるものを考えたということで、そうしますとそれぞれその3つの、どのぐらいの人数を想定されて、この想定をされて計画されたものかお伺いいたします。

○田村委員長 主査。

○向井気候変動対策課主査 それぞれの施設でございますが、いきいきふれあいセンター、それと南公民館、にしなすのスポーツ公園は、それぞれ防災計画において避難所の人数が決まっておりますので、その人数になっているところでございます。

いきいきふれあいセンターが563名、南公民館が160、すみません、先ににしなすの運動公園が2,169名でございます、申し訳ございません、南公民館は137名になっております。を想定として、対象の人数として想定してしたところでございます。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 それぞれ防災計画の人数によってそれぞれ想定されているということで、了解いたしました。

そうしますと、この3施設の人数規模というのを部署をまたいで計画された中で、それぞれ総務課などが多分あると思うんですけども、話合いも加味されてこういった計画の中に、実際やってきたということの考えでよろしいでしょうか。

○田村委員長 課長。

○相樂気候変動対策課長 そのとおりです。調整しながらやっております。

○益子副委員長 了解いたしました。

そのほか質疑はございますか。

齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、今の部分のスマートライティングの話があったと思うんですけども、これを設置して大体どれぐらいの効果があったというのは算出、出ているんでしょうか、お伺いします。

○田村委員長 課長。

○相樂気候変動対策課長 スマートライティング、太陽光パネル一体型街路灯の話でよろしいでしょうか。

消費エネルギーとしましては、年間5,484kw/h、あとCO₂排出削減量としてはCO₂換算で年間2.4tというところで想定しているところでございます。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 これは試算なんですけれども、実際にその1か月で割り算してみても換算とかはしていないんですか。当時つけていたものじゃなくて新たにつけちゃった、つけ替えたものは。

○田村委員長 課長。

○相樂気候変動対策課長 新設の部分というのは、あくまでも想定というところで、既存の部分というのは……。

○田村委員長 主査。

○国井気候変動対策課主査 既存のところにつきましては全く、設置したことで電気料がまるでかからなくなったというところなので、試算自体をしていません。

○田村委員長 そのほか質疑は。

齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、電気自動車の購入費の6件について、詳細を教えてください。

○田村委員長 課長。

○相樂気候変動対策課長 車種とかそういう。

○齊藤委員 じゃなくて、普通に。何というか、これは全員同じ単価というわけじゃなくて、6台みんな同じという額ですか。

○田村委員長 課長。

○相樂気候変動対策課長 約20万なんですけれども、若干前後はあるんですけども、その内訳というか。

○田村委員長 主査。

○国井気候変動対策課主査 ちょっと細かい内訳は持っていないんですけども、国の補助金、上限が40万なんですけれども、そちらの2分の1を市のほうで交付する形を取っております、なので例えば国の補助金が30万の車種については15万円の補助ということで、合算してこの金額となっております。

○齊藤委員 分かりました。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○田村委員長 ないようなので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 令和3年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

気候変動対策課の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時09分

○田村委員長 引き続き委員会を再開いたします。

◎その他

○田村委員長 それでは、次第3に入ります。

(提言書について説明。)

そして、次が議会報告会についてということで、副委員長のほうからありますか。

○益子副委員長 (議会報告会について説明。)

○田村委員長 (所管事務調査について説明。)

では、事務局から何かございますか。

○室井書記 (事務連絡。)

○田村委員長 ありがとうございます。

それでは、次第3、その他を終了いたします。

以上で、本定例会議における委員会の審査事項

は全て終了しました。

本委員会の審査報告書は本職が作成し、議長に提出いたしますので、御一任くださるようお願いいたします。

◎閉会の宣告

○田村委員長 以上で建設経済常任委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 2時27分